

第1章 はじめに

私たち日本弁護士連合会「不当収益・集合訴訟ワーキング・グループ」に所属するメンバー4名は、2010年9月25日から10月4日にかけて、カナダの首都オタワ及び西海岸のブリティッシュ・コロンビア州（バンクーバー）を訪問し、同地におけるクラス訴訟制度について、関係する実務家・学者・関連事業者からのヒアリングと収集した資料により、その運用の実情調査を行った。

その目的とするところは、カナダの各州では米国とは異なるタイプのクラスアクションが活発に行われており、その実情を把握することによって、実効性のある集団的消費者被害救済制度を創設するための貴重な示唆が得られると考えたためである。

詳しくは本文をお読みいただきたいが、カナダのクラスアクション制度は、米国同様代表原告がクラス構成員全体のために訴訟を進行し、その裁判の効力はクラス構成員全体に及ぶというオプトアウト型であるが、構造的にはまずクラス構成員に共通する争点に関する判断を行い、共通争点である事業者の責任原因等が認められると、その後クラス構成員の個々の争点に関する判断手続に入っていくという二段階型をとっている。このような構造から、被害消費者側にかなり個別性のある事案でも、集団的な救済を図れるというメリットがある。

カナダのクラスアクション制度に関しては、すでに紹介する文献もあるが、私たちはこの制度が実際にどのように運用され、機能しているのか、さらに具体的にどのような集団的消費者被害を救済しうるものであるのかを知りたいと考えた。そこでヒアリング対象の実務家・学者に、単に制度についての説明や疑問点に対する回答を求めるだけでなく、異なった要素をもつ5つの集団的消費者被害の設例を予め送り、それぞれの事案でクラスアクションを利用できるか否かを検討していただいた。これによりカナダのクラスアクション制度をかなり具体的に把握できたのではないかと考えている。また法曹関係者だけではなく、クラスアクションの判決や和解により支払われる金銭を、個別消費者に分配する事業者にもヒアリングを行っているので、この点も実際の運用を理解する一助になると思われる。

わが国では、「消費者庁及び消費者委員会設置法」（2009年成立）の附則第6項が、法施行後3年を目途として「多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずる」と定めていることから、集団的消費者被害の救済制度をいかに構築するかが喫緊の検討課題となっている。2010年9月の消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会」の報告書では集団的消費者被害救済制度として、A案：手続進行主体が事業者の責任原因についてまず確認する判決を取得し、その後対象消費者が訴訟に参加する二段階型（但し責任原因に関する敗訴判決の効力は対象消費者に及ばない）、B案：A案と同様の構造（但し敗訴判決の効力は対象消費者に及ぶ）、C案：オプトアウト型のクラスアクション、などが提示されている。そして今後消費者委員会に設けられた「集団的消費者被害救済制度専門調査会」で引き続き検討されることとなっている。

また、日弁連は、集団的消費者被害救済制度に関しては長年にわたり調査・研究・提言

をしてきており、最近でも2009年10月に、適格消費者団体によるオプト・アウト型の集団的消費者被害救済の制度として「損害賠償等消費者団体訴訟制度要綱案」を公表している。また同要綱案の対象となる消費者被害類型は個々の被害消費者の被害類型に個別性が余りない事案に限定されることから、2010年11月いわゆる二段階型の「損害賠償等消費者団体訴訟（特定共通請求原因確認等訴訟型）要綱案」を公表しているところである。

このようにわが国の集団的消費者被害救済の議論はいよいよ本格化しつつある。

今回の調査で、カナダのクラスアクション制度はわが国が集団的消費者被害救済制度を作り上げていく上で大変参考となる制度であることが理解できた。とりわけクラス構成員全体への支払総額を認定する「総額金銭賠償に関する命令」は、日弁連の提唱する前記オプト・アウト型の「損害賠償等消費者団体訴訟制度要綱案」における認容判決と相通じる性格のものであるが、その意義と有効性に関する知見を得ることができたことは大変有意義であった。そしてなによりも、集団的消費者被害救済制度をわが国に早期に導入する必要性和意義についてさらに確信を深めることができたことは大きな成果であった。

今回の調査を踏まえて、日弁連「不当収益・集合訴訟ワーキング・グループ」では、既に公表した前記要綱案をよりブラッシュアップし、同時に検討が進められている前記専門調査会に積極的に働きかけ、わが国に実効性のある集団的消費者被害救済制度が実現するよう活動していきたいと考えている。

本報告書は、現在進行しつつある各界での議論に少しでも資するために、調査実施後早急にとりまとめを行ったものであり、不十分な点が多々あることをお許し願いたい。皆さんの忌憚ない意見をお寄せいただければ幸いである。

なお本報告書の完成は、サンフランシスコから私たちのために通訳をかってでていただいた米国カリフォルニア州弁護士鈴木淳司氏の献身的な協力に負うところが大きく、まさに私たち調査団の一員というべき貢献をしていただいている。また本調査の実施にあたりワーキング・グループの中本和洋座長、出井直樹副座長にはひとかたならぬご支援をいただいた。あわせてこの場をお借りして深く感謝申し上げたい。

日弁連・カナダ「クラスアクション」調査団

団長 佐々木 幸孝

第2章 調査概要

1 日程及び訪問先

2010年9月27日(オタワ)

Ms. Laura Bruneau, the president, BRUNEAU GROUP

Ms. Catherine Moore, Senior Lawyer/General Counsel/Class Action Coordinator, Federal
Department of Justice Canada, Management of Class Actions and
Mass Litigation Unit

2010年9月28日(バンクーバー)

Mr. Brad W. Dixon, a Partner, Borden Ladner Gervais LLP

At Borden Ladner Gervais LLP, 1200 Waterfront Centre, 200
Burrard Street, Vancouver, British Columbia, V7X 1T2, Canada

[Tel:604.640.4111](tel:604.640.4111)

Fax: 604.622.5811

bdixon@blgcanada.com

Mr. David A. Klein, a Partner, Klein Lyons

At Klein Lyons, 1100 - 1333 West Broadway, Vancouver, BC V6H
4C1

[Tel:604.874.7171](tel:604.874.7171)

2010年9月29日(バンクーバー)

Mr. Donald Brenner, QC, Brenner ADR

At Brenner ADR, 2500-700 W Georgia Street, Vancouver BC V7Y
1B3

dbrenner@brenneradr.com

[Tel:604.661.9390](tel:604.661.9390)

2010年9月30日(バンクーバー)

Mr. Ward Branch, A partner, Branch MacMaster LLP

At Branch MacMaster LLP, 1410 - 777 Hornby Street, Vancouver,
B.C. V6Z 1S4

[Tel:604.654.2966](tel:604.654.2966)

Fax: 604.684.3429

wbranch@branmac.com

2 調査団員

団長

佐々木 幸孝 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員

亀戸法律事務所

東京都江東区亀戸 6 - 5 7 - 1 9 丸宇本社ビル 6 階

事務局長

大高 友一 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事

弁護士法人中本総合

大阪市西天満五丁目 9 番 3 号 アールビル本館 5 階

団員

江野 栄 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長

北斗法律事務所

秋田県秋田市山王中園町 5 - 8

団員

本間 紀子 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事

四谷の森法律事務所

東京都新宿区四谷 2 - 4 久保ビル 9 階

第3章 報告書本文

1 ブリティッシュコロンビア州のクラス訴訟手続の概要^{*1}

(1) クラス訴訟手続の概観

カナダはアメリカ合衆国と同様に連邦制度がとられているため各州毎に法域が異なっているが、1979年のケベック州を皮切りに各州でクラスアクション制度が導入されており、現在では大半の州においてクラスアクション制度が導入されている

ブリティッシュコロンビア州(以下「BC州」)におけるクラスアクション制度は1995年のクラス訴訟法(Class Proceeding Act)により導入された。このクラス訴訟の意義については、Klein 弁護士によれば、少額請求事案での司法アクセスの確保、多数の当事者がいる場合における訴訟経済、被告の行動を変えさせること、の三点があるという。

このBC州におけるクラス訴訟は、アメリカ合衆国におけるクラスアクションと同様に代表原告がクラス構成員全員のために訴訟行為を行い、その訴訟行為の結果に有利不利を問わず拘束されるというオプトアウト方式を基本とするものである。

しかし、BC州におけるクラス訴訟は、クラス構成員全員につき終局判決までオプトアウト方式により一貫して審理を行うことを基本とするアメリカ合衆国とは異なり、クラス構成員に共通する争点(common issues)に関する判断を行う段階とクラス構成員の個々に生じる個別争点(individual issues)に関する判断を行う段階の二段階にクラス訴訟の手続が明確に分けられており、このうち、共通争点に関する裁判所の判断についてはオプトアウトしなかったクラス構成員全員を拘束とする一方、個別争点の判断については手続に参加したクラス構成員についてのみ行うとされている点に大きな特徴を有する手続となっている^{*2}。

この二段階目の個別争点の審理手続においては裁判所の裁量が広く認められており、その中で手続に参加するクラス構成員の負担をもっとも軽減するような審理方法とすることが求められている。

このようにBC州におけるクラス訴訟は二段階に分けた手続進行が基本形とはなるが、共通争点に関する判断においてクラスに有利な判断がなされる場合、すなわち原告側が共通争点に関する判断において勝訴した場合において、クラス構成員全員の損害額合計を個々のクラス構成員による立証を要せずに確定できるような時は、二段階目の個別争点に関する判断を行う段階を経ずに損害額全額の支払いを被告に命じることができるとする総額賠償(Aggregate awards)の制度が設けられている点も大きな特徴の一つとして指摘できる。すなわち、総額賠償を命じることが可能な事案につい

*1 本項については特に明記したほか、大村雅彦「カナダの二段階型クラスアクションの構造 ブリティッシュ・コロンビア州を中心として」(消費者庁「第11回集団的消費者被害救済制度研究会」配付資料3(平成22年7月8日))、大村雅彦「カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(上)(下)」(NBL911-34、912-82)を参考にした。

*2 このような二段階構造の特徴は、カナダの他州におけるクラス訴訟規定においても同様に見られる。

ては、判決に至るまでオプトアウト方式が貫徹されることになる。

この総額賠償を命ずる場合、裁判所は損害総額の具体的な配分方法についても併せて命じるものとされ、この配分方法の決定にあたっては代替賠償の考え方も採用することができるものとされている。

(2) クラス訴訟の認証要件

クラス訴訟法4条によれば、クラスを代表して訴訟を提起した代表原告は、以下の要件を満たした場合において、裁判所からクラス訴訟としての認証(class certification)を受けることができる。

訴状において訴訟原因を明らかにしていること

2人以上を有する定義可能なクラスがあること

クラス構成員の請求において共通争点があること(共通争点が個別争点に優越するものであるかどうかは問わない)

クラス訴訟が共通争点の公平かつ効果的な解決にとって望ましいこと

代表原告が、クラスの利益を公平かつ適切に代表していること

代表原告が、クラスを代表して手続を進めるにあたって及びクラス構成員への告知を行うにあたっての現実的な方法を明記した計画書を提出していること

代表原告とクラス構成員との間に共通争点に関して利害相反が無いこと

このうち、の「クラス訴訟が共通争点の公平かつ効果的な解決にとって望ましいこと」の判断要素としては、共通争点の個別争点に対する支配性、個別手続に関心を有するクラス構成員が多数かどうか、同一事案につき他の訴訟手続があるかどうか、というようなものがある(クラス訴訟法4(2))。

(3) 訴訟提起主体

BC州のクラス訴訟においては、クラスの構成員がクラス代表となるのが原則である(クラス訴訟法2(1))。規定上はクラス構成員でない者がクラス代表となることも可能とされているが(同2(4))、裁判所に認められた例はないという^{*3}。

なお、ケベック州では消費者団体が代表原告となって訴訟提起をしている事例があるとのことである^{*4}。

(4) 認証と認証に関する告知、オプトアウト

裁判所は代表原告の訴えが法律に定める要件を満たすと判断したときは決定をもってクラス訴訟としての認証をする(certification order)。裁判所は、認証に際して、クラスをサブクラスに分割することもできる。また、認証されない場合には、裁判所の許可により通常訴訟として続行することができる(クラス訴訟法9)。なお、認証に関する決定については上訴が可能である(同36)。

*3 Branch 弁護士からの聴取

*4 Branch, Dixon 弁護士からの聴取、山本前掲*1

クラス訴訟として認証されたときは、原則として代表原告が裁判所の命ずる手法に従ってクラス構成員に対して告知(notice of certification)を行う(クラス訴訟法19)。裁判所は、告知費用、請求内容、請求額、クラス構成員数、サブクラスの有無、オプトアウトされる可能性、クラス構成員の住所等の事情を考慮して、適切な告知の方法、時期を決定する(同19(3))。さらに、裁判所は、これらの事情如何によっては、告知事項の一部を省略させることも可能である(同19(2))。なお、カナダにおいてはデュープロセスの保障は憲法上の権利とはされていないので、アメリカ合衆国とは異なりクラス構成員への個別告知は必ずしも必要ではないと考えられている^{*5}。

クラス構成員への告知には、当該クラス訴訟の概要の他、オプトアウトできる旨の記載、オプトアウトできる期間、オプトアウトしなければ共通争点の判断に拘束される旨の記載、弁護士費用などの事項を記載することが必要で(同19(6))、内容についても裁判所の承認が必要である(同22)。

告知に要する費用については裁判所の判断により当事者に負担させる(同24)が、原告側が負担することが通常のようなものである^{*6}。

クラス構成員は、かかる告知を受領した後に、オプトアウトを希望する場合にはオプトアウトの手続を取ることとなるが、実際にオプトアウトする者の割合は通常極めて低いとのことである^{*7}。

(5) 共通争点に関する判断

共通争点に関する審理がなされたあと、裁判所は共通争点に関する判断についての決定を行う(order made in respect of a judgement on common issues、クラス訴訟法25)。共通争点に関する判断は、被告とオプトアウトしなかったクラス構成員を有利不利にも拘束する(同26)。この拘束力は「既判力」(res judicata)とされている^{*8}。また、この共通争点に関する判断に対しては上訴が可能である(同36)。

(6) 個別争点の解決手続・総額賠償

共通争点に関する判断がなされた後の手続としてBC州のクラス訴訟法は大きく2つの手法を用意している。一つは個別争点の解決手続(Determination of individual issues)であり(クラス訴訟法27)、もう一つは総額賠償(Aggregation awards)である(クラス訴訟法29)。

もっとも後記のとおり、BC州のクラス訴訟においては、クラス認証が得られた事案のほとんどが和解で解決されていることもあり、いずれの手法についても、施行以後これまでに行われた事案が全くない(総額賠償)か、極めて少なく(個別争点の解

*5 Dixon 弁護士からの聴取

*6 Dixon 弁護士からの聴取

*7 Dixon 弁護士からの聴取

*8 大村前掲*1・消費者庁研究会資料

決手続) 明確な実務慣行が確立しているとは言い難い状況である^{*9}。

以下、法律の規定を概観する。

個別争点解決手続

個別争点の解決手続においては、多数のクラス構成員が参加する可能性があること、事件の多様性を考慮して、多様な手段で処理することが明文で許容されている。

裁判所は、個別争点の解決手続において、審理を主宰する者として共通争点を審理した裁判官だけでなく他の裁判官を指名することが可能であるほか、独立した専門家 (independent experts) に個別争点に関する調査を行わせて裁判所に報告させることもできる。また、手続自体についても、裁判所は「もっとも安価で迅速となる方法」となるよう必要な指示を行うことができるとされ、例えば、必要に応じ手続の一部省略や証拠法の変更も可能となっている (同 27 (2) (3))。

共通争点に関する判断がなされた時は、再度、クラス構成員に対する告知がなされることとなっている (同 20)。その告知には個別請求のために必要な手続などの情報が記載され、クラス構成員に個別争点解決手続への参加を促すこととなる。

共通争点に関する判断とは異なり、クラス構成員は積極的に個別争点解決手続に参加しない限り個々の権利に関する判断を受けることはできないため、この点で個別争点解決手続はオプトイン的な側面を有している。もっとも、共通争点の是非について当事者はさらに争うことはできないし、請求期間内に手続に参加しなかったクラス構成員は、裁判所の許可がない限り、個別請求する資格を失うとされていることから (同 27 (5))、本質的には個別争点解決手続においてもオプトアウトの発想が基本にあるものと考えらるべきであろう。

総額賠償

B C州をはじめとするカナダにおけるクラス訴訟手続の大きな特徴は、二段階型を基本としつつ、一定の事案において、具体的には個々のクラス構成員の参加を要せずにクラス構成員全体の損害額を算定しうる場合において、個別争点解決手続を経ずに被告に対してクラス構成員全体の損害額を認定して支払いを命ずる決定 (総額賠償、Aggregate awards) を行うことができるとされている点である。

クラス訴訟法の規定によれば、

- A 金銭的請求であること
- B 賠償額の算定以外の事実上・法律上の争点がすべて判断されていること
- C 個々のクラス構成員による立証を要することなくクラス構成員の一部または全員に関する被告の責任の総額または一部額を合理的に判断できること

*9 大村前掲*1・消費者庁研究会資料、Dixon, Branch 弁護士からの聴取

の要件を満たした場合に、裁判所は総額賠償を命じることができる^{*10}。

裁判所が総額賠償を命じる場合には、同時に支払を命じた額の具体的な分配方法についても裁判所が適切と考える方法を命じることができる（同33）。例えば、被告もしくは被告以外の者による個々のクラス構成員への直接支払、裁判所や適切な保管機関への損害総額の供託などである（同33）。

また、個々のクラス構成員の特定が困難である場合であっても、損害総額を個々の損害額に分割可能なときは、個々のクラス構成員の損害額を算定するための手続を定めることもできる（同31）。個々の損害額の算定することが困難であるような場合には、裁判所は平均的分配を命じることも可能である（同32）。

さらに、総額賠償がなされた場合においては、一定期間内にクラス構成員への分配がなされなかった損害額につき、被告にそのままこれを保持させるのではなく、裁判所はクラスの利益になると合理的に期待できる方法による分配を命じることができる。これはいわゆるサイプレ（代替賠償 cy-pres）の考え方によるものであるが、これによって被告に不当な利益を残させないことができる。

総額賠償が履行されないときは、代表原告がこれを執行することができるのとことである^{*11}。

（7）和解手続に関する特則

クラス訴訟においても和解を行うことは可能であるが、裁判所が和解条項を適切と認めて承認することが必要である（クラス訴訟法35）。また、和解はクラスの一部の者についての共通争点のみについて行うことも可能である（同35（2））。

承認された和解はオプトアウトしなかったクラス構成員全員を拘束するため、裁判所は和解の承認にあたり、クラス構成員への告知をなすべきかどうかを検討しなければならない（同35（4）（5））。

（8）弁護士費用

代表原告と代理人との間のクラス訴訟に関する報酬契約は書面でなすことが求められており、かつ裁判所の承認を得なければ強制力を有しないこととされている（ク

*10 この点、日本弁護士連合会が2009年10月20日に公表した『「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案』において、裁判所は「損害賠償等消費者団体訴訟に係る請求を認容する判決の主文においては、被告が当該訴えにおける対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を当該訴えの原告である適格消費者団体に支払うよう被告に命じなければならない。」とし、判決理由中において「被告が当該訴えにおける対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を算定した根拠となる事項を摘示しなければならない」として対象消費者の範囲の特定、認容総額の確定、対象消費者の個別認容額の算定方法の明示をさせることによって、判決において訴訟物に関する一定の確定的判断がなされたものとする制度を提案しているが、この「要綱案」の「総額判決」に関する考え方は、カナダにおける総額賠償制度と軌を一にするものといえることができる。

*11 Klein 弁護士からの聴取

ラス訴訟法 38)。これらの契約書には、これに弁護士費用や配当の条件、見積額、完全成功報酬制か否か、支払方法が明記されなければならないこととなっている。

2 クラス訴訟にふさわしい事件の類型

今回の調査にあたって調査先には 5 つの事例をあらかじめ送付し、それぞれがクラス訴訟に適しているかどうかを尋ねた。

以下、それぞれの事例と事例に関する調査先の評価を紹介する。

ケース 1

X 銀行は、顧客に融資するときに、事務手数料として違法に顧客から 100 ドルを徴収していた。これまで 1 万人の顧客が事務手数料を支払った。すべての顧客の氏名住所は銀行のデータベースに記録されている。

【問題意識】

- ・ 共通争点・個別争点の有無
- ・ 被害額が少額である場合の救済方法
- ・ 総額賠償の適用可能性

【評価】

- ・ いずれの訪問先でもクラス訴訟の対象とすることに問題はないとされた
- ・ クラス訴訟が典型的に対象とする事案で、非常に有効
- ・ クラス構成員の特定や損害額の認定も容易であるので、クラス訴訟における手続上の問題もあまりない
- ・ 被告が銀行であることで、回収も確実
- ・ 総額賠償の対象となり得る事案

ケース 2

B 市が運営している地下鉄の運賃は条例で定めることとなっている。しかし、条例では 1 乗車 2 ドルと定められているにもかかわらず、B 市は条例を変えることなく 1 年前から運賃を 2.5 ドルに値上げをしていた。切符の発売記録から 1 年間で 600 万人が利用したことは明らかであるが、誰が何回利用したかはわからない。

【問題意識】

- ・ 共通争点・個別争点の有無
- ・ 被害額が少額である場合の救済方法
- ・ 総額賠償の適用可能性
- ・ 被害者の氏名が容易に特定できない場合のクラス訴訟の適否

【評価】

- ・ いずれの訪問先でもクラス訴訟の対象とすることに問題はないとされた
- ・ 総額賠償の仕組みがあることによって、このような低額な被害事案であっても、実効的な被害者救済につながる和解をしよう。
- ・ 最終的には代替賠償の考え方を採用した解決（実際には和解）がなされる可能性が高い

ケース3

C会社は、日本のブドウ産地である北海道でワインを製造している会社である。C会社はチリ産の安いテーブルワインを輸入して、北海道産のヴィンテージワインと表示を変えて1本30ドルで販売をしていた。C会社はこれまでに1万本を販売している。

【問題意識】

- ・ 共通争点・個別争点の有無
- ・ 特に虚偽表示事案について、個別事情等（表示を本当に信頼したかどうか等）が問題とはならないか

【評 価】

- ・ 購入者が本当に虚偽表示を信頼したかどうかという点が個別争点として問題になる可能性があり、実体法レベルでの解決がなければクラス訴訟の対象とはしにくい。カナダでは州によっては特別法により「みなし規定」を置くなどしてこのような問題を解決している^{*12}。
- ・ クラス全体の損害総額が少なく、原告側代理人としては訴訟経費のかかるクラス訴訟を提起しにくいとの意見もあった。

ケース4

D鉄道会社が運行していた特急列車が、竜巻に巻き込まれて脱線し、50人が死亡、150人が怪我をした。事故原因については、不可抗力という見方とD鉄道会社に列車の運行を停止しなかった過失があるとの見方がある。想定される被害者の損害額は、死亡者で平均50万ドル、けが人で平均10万ドルと見込まれる。

【問題意識】

*12 2003年から2004年にかけて、カナダ最大のたばこメーカーであるインペリアルたばこ社に対して、同社が「マイルド」とか「ライト」などと宣伝してタバコを販売しているのはタバコの有害性から消費者の目をそらす欺瞞的な宣伝であるとして、購入者が受けた損害（ただし、身体的損害は除く）の賠償等を求めるクラス訴訟が各州で提起された。このクラス訴訟は、ブリティッシュコロンビア州のようにクラス訴訟としての認証を得た州もあったが、ニューファンドランド州ではクラス訴訟としての認証を得ることができなかった。

ブリティッシュコロンビア州では Business Practices and Consumer Protection Act により、事業者の同法違反行為によって直接の被害を受けた者でなくとも、違反行為の差止めや違法行為により事業者が得た利益の返還及び損害賠償請求ができることとされている（同法 171、172 条）。このため、当該宣伝を信頼して購入したかなどのクラス構成員の個々の事情は当該宣伝方法が欺瞞的であるかどうかの判断には影響を及ぼさず、当該宣伝方法の欺瞞性の有無は共通争点となり得るとして、ブリティッシュコロンビア州ではクラス認証がなされた。

一方、ニューファンドランド州の Trade Practices Act には同様の規定がない。このため、同州の裁判所は、不法行為の要素たる欺瞞的な宣伝により購入者に具体的に生じた経済的損失の具体的な判断基準を代表原告が十分に明らかにしていないなどとして、クラス認証を却下した。

- ・ 共通争点はあるが個別争点も重要であるような事案におけるクラス訴訟の適否
- ・ 被害額が比較的高額である場合におけるクラス訴訟の適否

【評 価】

- ・ アメリカでは共通争点の支配性が問題になりうるが、カナダではこの点は問題とならず、クラス訴訟とすることが可能な事案。
- ・ このような個々の損害額の大きな事案までクラス訴訟の対象とすることが必要かどうか、また妥当かどうかについては疑問だという意見もあった。
- ・ カナダでは個々の被害額が多額である事件についてはクラス訴訟としなければならない必要性がないという判例がある^{*13}。

ケース5

E 会社が製造するヨーグルトが原因で食中毒が発生した。食中毒の原因となった菌が混入したヨーグルトは少なくとも5万個が製造され出荷された。この結果、多数の人が病院に行き、入院した者もいた。しかし、何人の人が発症したかは正確にはわからない。

【問題意識】

- ・ 共通争点はあるが個別争点も重要であるような事案におけるクラス訴訟の適否
- ・ 被害額が少額であり、かつ被害者の氏名の特定も容易ではないよう事案の救済方法

【評 価】

- ・ アメリカでは共通争点の支配性が問題になりうるが、カナダではこの点は問題とならず、カナダではクラス訴訟とすることが可能な事案。
- ・ 被害者の特定が可能かという点に問題があるが、そのこと自体はクラス訴訟の妨げとはならない。あくまで個別争点の解決手続き、もしくは和解条項においてどのような分配手続きを取るかというレベルでの問題。
- ・ 個々の被害額が小さい場合には、クラス構成員の負担が軽くなるように請求手続きでの工夫が必要

以上の各ケースの評価からいえるクラス訴訟になじむ事件類型の傾向としては、以下のとおりである。

- ・ 共通争点がある一方、個別争点が少ないか、もしくは証拠から容易に個別争点の認定ができるような事案については、クラス訴訟にもっともなじむ
- ・ 総額賠償の仕組みがあることによって、低額被害事案であっても、実効的な被害

*13 Branch 弁護士からの聴取。Abdool v. Anaheim Management Ltd.(1995), 121DLR(4th)496, 21 OR (3d) 453 (Div Ct)。これは虚偽の説明を受けて投資用マンションを購入したことによる投資被害事件で、代表原告は損失等として一人 30 万カナダドルの賠償を求めた。オンタリオ州最高裁は、個々の請求額が多額にのぼり、かつ個別争点も重要である場合には、訴訟経済というクラス訴訟の趣旨に合致せず、個別訴訟の方が適しているなどとして、クラス訴訟としての認証を認めなかった。

者救済につながる和解をしうるので、クラス訴訟が有効に機能する

- ・二段階方式を採用しているため、個別争点も重要な事案であっても、アメリカとは異なって共通争点の支配性が問題とならず、クラス訴訟とすることが可能
- ・虚偽表示事案については、実体法レベルで一定の対応をしないとクラス訴訟では対応が困難
- ・請求額がきわめて多額に上る場合には、クラス訴訟がなじまないと考えられる場合もある

このように、オプトアウト方式を基本としつつ、共通争点を先行して審理して確定させ、その後に個別争点の審理を行うとする二段階方式を採用し、アメリカ合衆国のクラスアクションと比較して、対象となりうる事案の範囲を拡大していることは非常に興味深い。また、一定の事案については総額賠償を可能とする制度が設けられていることにより、総額賠償が適用可能な事案については少額事案であっても適切な解決を実現しうる点についても注目をすべきであろう。

3 クラス訴訟の運用の実際

(1) 訴え提起からクラス認証手続

クラス訴訟を提起する事件の選別

クラス訴訟の代表原告となるのはあくまでクラス構成員の一人であるが、アメリカ合衆国のクラスアクションにおける実務と同様、実際にクラス訴訟を主導しているのは原告の代理人となる弁護士（ないし弁護士事務所）である。

カナダでは弁護士費用敗訴者負担制度が採用されているほか、クラス訴訟は完全成功報酬制^{*14}でやることが多い（というより、そうでなければ代表原告は弁護士に依頼ができない）ので、依頼を受けた弁護士は事件のスクリーニングを慎重に行うことになる^{*15}。なぜなら、敗訴時には弁護士事務所において多額の負担を迫られるからである。

従って、この判断においては勝訴可能性の有無の判断は勿論であるが、被告からの回収可能性についても慎重に考えることになる。回収可能性のない事件はリスクが高いのでクラス訴訟として提起することは困難なようである^{*16}。また、請求総額が比較的小さい事件についても、訴訟にかかるコストを考慮するとなかなか取り組みにくいようである^{*17}。

しかし、逆に言えば、一人一人の被害額が小さいような事件でも被害総額が大きい事件であればクラス訴訟は成り立ちうる。特に、総額賠償の対象となり得るよう

*14 受任時に着手金を受領せず、かつ敗訴時には必要経費すらも依頼者に負担させないこととして、弁護士報酬を純粋に成功報酬のみとする報酬体系のこと

*15 Dixon、Branch 弁護士からの聴取

*16 Branch 弁護士からの聴取

*17 Klein、Branch 弁護士からの聴取。なお Klein 弁護士によれば、100 万カナダドル程度の請求総額がないと、クラス訴訟として運営していくことは困難とのことである。

な事件であれば、和解によって実効的な解決がはかることも可能であるし、そうでない事件でも対象となる原告の掘り起こし方を工夫することによって良い解決が図れるという。また、訴え提起時点から代替賠償となることも想定して訴えを提起することもあるという。

なお、カナダでは消費者団体の活動が弱く（ケベック州をのぞく）、消費者事件であっても消費者団体との連携はないとのことであった^{*18}。

クラス認証手続の実情

クラス訴訟として提起された訴訟の大半がクラス認証を受けられるのかといえ、実情は必ずしもそうではなく、BC州におけるクラス訴訟の認証率は65%くらいであるという^{*19}。後記(3)で紹介するクラス訴訟に関する統計においてもクラス認証を得ることができた案件は提訴案件の半数程度である。

後記(3)でも指摘するように、ひとたびクラス認証がされると被告としても和解をせざるを得ない状況に追い込まれるため、被告側としては認証の審理段階をクラス訴訟の主戦場と捕らえ、徹底的に争うことになることから、クラス認証の決定に至るまでには1～2年かかるのが通常とのことである^{*20}。また、クラス認証審理段階で当事者間において事実上の和解協議がなされることも多く、これも最終的な認証申立が遅れる原因の一つとなっている^{*21}。

例えば、Dixon 弁護士から紹介を受けた2010年6月14日提訴のクラス訴訟事件において裁判所から提示されている進行計画によると、認証に関する当事者間の主張のやりとりが1年近くなされることが予定されており、最終的な裁判所によるヒアリングは2011年3月下旬以降になるものとされている。もっとも、上記ケース1のようにクラス認証されることが確実な事案については、被告側も一応争うものの、半年程度でクラス認証に至ることが多いという^{*22}。

このクラス認証審理段階では、特に共通争点の有無について争われることが多いようである^{*23}。例えば、契約条項の妥当性が問題となるようなケースでも、各契約者が当該条項を本当に信頼していたかどうかの問題となりうるとして、これは共通争点ではなく個別争点だとの争い方が事業者側からなされる^{*24}。なお、クラス認証の審理段階ではディスカバリーは行われない^{*25}。

*18 Branch 弁護士からの聴取

*19 Branch 弁護士, Klein 弁護士もクラス訴訟のうち和解や判決を得られるのは50%程度としている。

*20 Dixon, Branch 弁護士からの聴取

*21 Branch 弁護士からの聴取。もっとも、ケーススタディのメープルリーフ事件のように被告側も責任を争い難いような事案については、早い解決がなされうることもある。

*22 Branch 弁護士からの聴取

*23 Dixon 弁護士からの聴取

*24 Dixon 弁護士からの聴取

*25 Dixon 弁護士からの聴取

同一の事件に対して複数のクラス訴訟が提起された場合、裁判官がもっとも適切と思う事件のみをクラス認証する。基本的には原告代理人弁護士のクラス訴訟の経験等により判断される。クラス認証されなかった事件はクラス訴訟としては続行できないので、複数の訴えが提起された後に、それぞれの代表原告の代理人間で訴訟進行に関する話し合いがなされて調整がされることも多いという^{*26}。

(2) 共通争点の審理

共通争点の審理については、最終的な判断まで行く場合には、クラス認証の審理以上に時間がかかることが多い^{*27}。例えば、後記ケーススタディで紹介する の従業員の個人情報の漏洩が問題となった事案では、クラス認証後にディスカバリー手続が重ねられ、事実審の日程が一旦設定されるまで至ってようやく和解が成立した事案であるが、クラス認証から和解まで約3年の時間を要している。

(3) クラス訴訟の解決の実情

訴訟提起数およびその解決手法

ブリティッシュ・コロンビア州とオンタリオ州において、法制定時から2004年9月までの間に行われたクラス訴訟のうち明らかになっているものの統計は以下の表のとおりである^{*28}。

	ブリティッシュ・コロンビア州	オンタリオ州
2001年までに提起されたクラスアクションの総数	少なくとも108	少なくとも280
クラス認証の意見聴取が行われた件数	62	145
クラス認証がなされた件数	52	106
意見聴取でクラス認証が争われた件数	36	86
クラス認証が争われた後に、クラス認定がなされた件数	25	47
当事者の同意によるクラス認証の件数	27	59
クラス認証への同意が、和解目的で行われた件数	18	34
クラス認証のあとに和解に達した件数	9	18
本案に関する事実審が行われた件数	2	10
事実審で請求が棄却された件数	2	4
事実審で請求が認められた件数	0	6

クラス訴訟における解決の傾向

アメリカ合衆国におけるクラスアクションも含め、クラス訴訟に対するイメージ

*26 Branch 弁護士からの聴取

*27 Dixon 弁護士によれば、クラス認証から共通争点の判決まで2年半かかった事案もあるという。

*28 Jim Macmaster "Class action Settlements: 10th Anniversary Perspectives on the Canadian Experience, Appendix A (Dixon 弁護士提供資料) による

の一つとして、ひとたび代表原告がクラス訴訟を提起すれば、被告となった企業側は理由のない請求であっても敗訴時のダメージを恐れて、望まない和解を強いられるというものがある^{*29}。

Branch 弁護士によれば、確かに、BC州におけるクラス認証されたクラス訴訟の和解率は90%にのぼり、クラス認証された案件については、共通争点に関する判決にすら到達することなくほぼ和解により解決されている^{*30}。上記の統計をみても、クラス認証がなされた案件のほとんどが和解で解決され、事実審の結論が出された事案（すなわち共通争点に関する判断がなされた事案）は認証案件の1割程度にとどまっている。

もっとも、同弁護士によれば、このようなクラス訴訟の和解率は通常訴訟の和解率（95%）よりは低く、また前記（1）で指摘したように、被告側はクラス認証審理段階で徹底的に争い、結果としてクラス認証を受けられない事案（これは被告側に取ってみれば、実質勝訴に等しい）も4～5割程度ある（この点は上記統計からも明らかである）から、少なくともカナダにおけるクラス訴訟についていえば、上記のような評価は必ずしも当てはまらないといえよう。

もちろん、ひとたびクラス認証がなされれば、原告側被告側を問わず、訴訟費用や敗訴時のリスクを考慮して和解に向けたインセンティブが強く働くものとされるが、これは原告側被告側を問わない事情であって、一概に被告側だけが不利というわけではないとの評価もある^{*31}。

和解の時期

共通争点に関する判断がなされた事案がほとんど無いという事実からも明らかのように、クラス訴訟におけるほとんどの和解は、共通争点に関する判断がなされる前になされている。しかも、本来、クラス訴訟において和解がなしうるのはクラス訴訟としての認証を得てからではあるが、事案によっては（たとえばクラス認証がなされる可能性が高い事案など）、クラス認証の審理段階から双方代理人間で事実上の和解協議がなされ、クラス認証の申請と同時に和解承認の申請がなされることも少なくない（この場合、被告側もクラス認証に同意していることになる）。元裁判官の Brenner 弁護士によれば多くの事件がクラス認証申請と同時に和解承認申請がなされるとのことであり、前記統計でも和解目的でのクラス認証申請が3分の1から半分程度を占めていることが窺える。

*29 Branch&Don Montrichard 'EXPOSING THE "LITIGATION BLACK MAIL" MYTH'

http://www.branchmacmaster.com/storage/articles/Exposing_the_Litigation_Blackmail_Myth.pdf

*30 Branch&Montrichard 前掲*29によれば、BC州ではクラス訴訟導入後2004年9月までに52件のクラス認証がなされたが、そのうち実質判断に至ったものは2件のみとのことである（さらにその2件とも原告は敗訴している）。また、Brenner 元裁判官によれば、認証の申立と和解承認の申立が同時になされることも多いという。

*31 Branch&Montrichard 前掲*29

ケーススタディのうち のメープルリーフ事件はクラス認証審理段階で和解協議がなされた典型例である。この事件では、提訴後4ヶ月で事実上の和解合意に達し、7ヶ月後にはクラス認証および和解承認に至っている。

一方、クラス認証後、ディスカバリー等の証拠開示手続や争点整理手続を経た上で事実審の直前にいたってようやく和解に至るという事例もある。ケーススタディのうち の従業員の情報漏洩事件では、クラス認証後和解成立まで3年程度の時間を要している。

和解の具体的内容

クラス訴訟における具体的な和解内容については、個々の事案における特性に応じて様々なものがある。後記ケーススタディの三つの事案でも、それぞれ異なった手法でクラス構成員に対する賠償金額及びその分配方法を定めている。

もっとも、被告の責任の上限を確定させるという趣旨（これが、被告側の和解に応じる最大のメリットである）から、被告の支払総額を何らかの形で確定させるような和解（例えば、支払総額をファンドの形で被告に拠出させ、それ以上の責任を被告に負担させないなど）がなされることが通常である^{*32}。

分配方法について

被告が負担することとなる賠償総額をどのようにクラス構成員に分配するか、またクラス構成員がどのように請求し、疑義がある場合には誰がどのように判断するかといった手続面についても、詳細に和解条項で決めておくのが通常である^{*33}。

例えば、ケーススタディのうち の従業員の個人情報漏洩事件においては、クラス構成員のうち具体的な精神的被害を受けた者は一部にとどまったことから、基本的には比較的低額の賠償金をクラス構成員に一律に配分し、具体的な精神的被害を受けたことを主張する者については別途届出をしてもらい、その被害内容を検討の上で支払うというスキームが採用されたものと考えられる。

ケーススタディ のスカボロー病院の院内感染事件においても同様に、クラス構成員のうち院内感染が実際に生じた者が一部にとどまっていることから、基本的には個人情報漏洩事件とほぼ同様のスキームがとられている。もっとも、スカボロー病院事件では院内感染が実際に生じた者に対する最低賠償金額についても和解で定められており、この点では情報漏洩事件とは異なる面がある（おそらく、院内感染が実際に生じた以上、一定の具体的被害が生じていることは明らかという考えによるものと思われる）。

一方、ケーススタディ のメープルリーフ事件では具体的な症状が出た者だけをクラス構成員としているため上記のようなスキームは採られず、クラス構成員に生

*32 Klein 弁護士、Bruneau 弁護士からの聴取、Paul Vickery & Travis Henderson 'SETTLING CLASS ACTIONS', a report for the Canadian Institute 10th Annual National Forum on Class Actions Litigation, September 23-24, 2009.

*33 Branch 弁護士からの聴取

じた被害の程度を細かく分類して、それに応じた賠償金額を定めるという手法が採用されている。

クラス構成員の氏名特定の可否と分配方法

また、クラス構成員の氏名が容易に特定できる事案かどうかは和解内容に大きな影響を与えるようである。

例えば、個人情報漏洩事件では情報が漏洩した従業員が全て特定されているので、基本的には賠償額相当の小切手を直接送付するという分配方法が採用され、事後措置として換金されなかった小切手や住所変更等により送達されなかった小切手の取り扱いが定められている。スカボロー病院事件でもほとんどの被害者の氏名は特定されていることから、同様に被害者に小切手を直接送付するという方法がとられているが、個人情報漏洩事件とは異なり、把握されていない被害者が存在する可能性があるため、請求届出期間^{*34}を設けて、届出段階で改めて判明した被害者についてもすでに明らかとなっている被害者と同様の対応することが定められている。

一方、メープルリーフ事件のように被害者が全く特定できない事案では、いかに効果的なクラス構成員に対する通知公告をするかが重要となる。和解条項では明記されていないが、同事件では告知費用だけで100万カナダドルを使っているとのことである^{*35}。このように被害者が特定できない事案で申請率（take up rate）ことは大変重要であるが、Branch 弁護士によれば、申請率をあげる方策については、請求手続きをできるだけ簡単にすることが必要とのことである。また、申請率が低いと予想される低額な被害事案で、かつ総額賠償も使えないような事案（ケース5のような事例）については、原告代理人自らが被害者をたくさん集めて被告側に圧力をかけるというような努力も必要とのことである^{*36}。

なお、被告の責任総額が定められた場合で、クラス構成員から請求の届出がされなかった分や小切手を送付しても受領されなかったり換金されなかった分をどのように処理するかは、和解条項を定めるにあつての一つの問題となる。取り得る手法としては、請求届出した者だけで按分する、慈善団体等に寄付する、被告に戻すなどのやり方がある^{*37}。もっとも、被告に戻すやり方は、あまり裁判官には好まれないという^{*38}。

(4) 分配手続の実情^{*39}

*34 Branch 弁護士によれば、通常、6～12ヶ月程度とのことである。

*35 Bruneau 弁護士からの聴取

*36 Branch 弁護士からの聴取

*37 Dixon, Klein 弁護士からの聴取、Vickery&Henderson 前掲^{*32}。なお、ケーススタディ の情報漏洩事件では残額を被告に戻す方法が採用され、他の2事例では慈善団体等への寄付が採用されている。

*38 Klein 弁護士からの聴取

*39 本項はクレームアドミニストレーター業務を行っている Laura Bruneau Group の Laura Bruneau 弁護士からの聴取に基づく。

総額賠償が採用された決定の実例がないため、総額賠償を内容とする和解における分配手続の実情ということになるが、前記のとおり、分配手続は、原告側と被告側が合意した和解内容に基づいて行われる。

実際の分配手続は、原告側弁護士（ケーススタディ 事件）や被告企業が行うこともあるが、公正中立らしさや専門性を確保する観点からはあまり好まれておらず、裁判所が選任したクレーム・アドミニストレーター（Claim Administrator）の業務を行う業者が主宰することが多い（ケーススタディ 事件）。この場合、クレーム・アドミニストレーターは、裁判所に対してのみ報告等の義務を負う。

クレーム・アドミニストレーターが誰にいくら支払うかについての裁量は、和解条項の定め方によるが、決められたとおりにしか支払うことができない場合もあれば、損害額を算定して自ら仲裁をして決定をする裁量まで与えられている場合もある。

クレーム・アドミニストレーターの業務は、被告企業から和解金を受領して、これに信託を設定して基金に組み入れ^{*40}、この基金から、申請をした被害者に支払うことである。クラス構成員である被害者全員を被告企業が把握し、かつ、被害金額が一定額であるようなケースでは、被害者からの申請がなくても、被害者に支払われる運用もなされている（ケーススタディ 事件）。

また、被害者に対する告知の方法としては、新聞やウェブサイトでの広告や知れているクラス構成員に対する郵送などが用いられている。クレーム・アドミニストレーターが和解協議の段階から手続に関与している場合には、告知する内容や方法、申請の書式についても、当事者に助言をしている。和解金の支払を受けるための申請率は、take up rateと呼ばれており、67%と高い率のケースもあるが、一般には10～30%と高くはない。申請しても受け取ることのできる金額が少なかったり、書式が煩雑であったりした場合には、take up rateが特に低くなる。そのため、クレーム・アドミニストレーターの業務においては、クラス構成員に対しわかりやすく効果的な告知をすることやできるだけ申請をしやすい簡易な書式にすることが被害者からの申請率を高める上で重要とされている。

また、申請を認めるかどうかに必要な証拠も、原告側と被告側の和解協議によって、宣誓供述を活用して、商品を購入した領収書を不要としたり、症状の程度によっては医師の診断書を不要にしたりして、簡略化する運用もなされている（ケーススタディ

事件の和解条項参照）。もっとも、申請方法を簡易化した場合には不正申請の恐れも生じるが、宣誓文言付きの請求書として不正申請防止の担保とするだけでなく、経験豊かなクレームアドミニストレーターであれば典型的な不正申請の方法も熟知しており、請求の審査段階で判明することも多いようである。

和解金が余る場合には、被告企業に返す場合もあるが（ケーススタディ 事件）、慈善団体に寄付する代替賠償条項が置かれていることが多いようである（ケーススタディ 事件）。また、予想よりも申請が多くて和解金が不足する場合には、被告側企業が一定金額を追加する場合もある（ケーススタディ 事件）。

*40 基金に信託が設定されるのは被告企業の倒産の影響を防止するためとのことである。

(5) クラス訴訟における総額賠償制度の有効性

クラス訴訟制度が導入されてから今日に至るまで、BC州において総額賠償が採用された決定の実例はない^{*41}。もっとも、(3) で指摘したように、そもそもクラス訴訟として認証を受けた事案のうち共通争点に関する判断にまで至った事案自体が極めて少数であるから、総額賠償の実例がないことだけをもって総額賠償の有効性如何を議論することは適切ではないであろう。

Branch 弁護士によれば、総額賠償の決定まで至った実例はないものの、クラス訴訟として提起された事案のうち総額賠償が適用可能な事案は25パーセントくらいはあるとのことであり、クラス訴訟の対象事案類型としては一つの大きな類型を形成しているといえることができるであろう。

そして、特に指摘しておくべきことは、申請率が低くなると予想される低額被害事案においては、この総額賠償の規定が有効な和解をするための動機となりうるということである。例えば、申請率が低いと予想されるような個々の被害額が低額であるような事案における和解交渉では、被告側は配当請求してきた者だけに支払うという和解や請求方法を厳格にすることを要求してくる。なぜなら、その方が実際に原告側に支払うべき額が少なくなり被告側としては有利だからである。

しかし、総額賠償の規定の適用が可能な事案であれば、共通争点に関する判断にまで至れば結局クラス構成員全員の請求額全額を支払わなければいけないため、被告側としても上記のような実際の負担額を減らすような和解要求はしにくく、また共通争点に関する判断にまで行くことは被告にとって不利であるため、最終的にクラス構成員の実効的な救済につながる内容の和解を成立させやすい^{*42}。事案によっては、総額賠償制度がなければ、事実上、クラス訴訟が成り立たないこともあるという^{*43}。

被告側弁護士も含めいずれの訪問先においても、BC州の総額賠償制度については、原告側に大きなメリットのある制度としてその有効性を評価しており、クラス訴訟において必要不可欠の制度となっているといえるのではないだろうか。

なお、BC州の総額賠償制度においては、裁判所が判決において分配方法を定めるほか、サイプレの考え方に基づく代替賠償を許容している。このような代替賠償の考え方については、クラスメンバーの直接利益にならないのではないかと議論もあるが、クラス訴訟の機能を填補賠償だけに限定するのではなく違法行為の抑止まで考慮するのであれば妥当との意見があった^{*44}。また、もしクラス訴訟がなければ代替賠償も含めて何も実現しなかったはずであるから、少なくともマイナスにはなっていないし、後は代替賠償の中身をどのように適正にするかどうかの問題ではないかとの意見もあった^{*45}。

*41 Branch 弁護士からの聴取

*42 Branch 弁護士からの聴取

*43 Klein 弁護士からの聴取

*44 Dixon 弁護士からの聴取

*45 Branch 弁護士からの聴取

4 ケーススタディ

従業員の個人情報漏洩事件

< 事案の概要 >

オンタリオ州在住の住民2名が代表原告となってカナダ政府にクラス訴訟を提起した事案。2003年夏にあった洪水により、ある政府機関が管理保管していたその機関に勤務する従業員の個人情報データ（氏名、住所、電話番号等）が流出するという事件があった。代表原告は、政府機関に勤める従業員もしくはその配偶者を代表し、カナダ政府に対して、情報管理の落ち度により情報流出に伴う不安や精神的トラウマをクラス構成員に与えたとして、総額750万カナダドルの賠償を求めた。

< 訴訟の経過 >

2004年 5月 4日 提訴
2007年 8月27日 クラス訴訟として認証
2009年 4月 ディスカバリー手続終了
2010年 6月30日 当事者間で和解合意
2010年 8月12日 和解承認申請
2010年 8月23日 裁判所による和解承認

< 和解内容の骨子 >

- ・被告は、当時、当該機関が保管していた従業員リストに名前があった者すべて（366名）に対して、各自1000カナダドルの小切手を和解承認後60日以内に送付する。
- ・被告は、上記従業員のうち情報流出により具体的な精神的被害を受けたことを医学的に証明した者に対する賠償のための基金として10万カナダドルを拠出し、被害を証明した者の間で基金額を均等に分割して受け取る（ただし、一人1万カナダドルを上限とする）。
- ・具体的な被害を主張するクラス構成員は、和解に関する通知を受領した日から90日以内に、被害を立証するために必要な証拠（カルテや診断書等）を添えて、請求手続を行う。
- ・上記請求の妥当性の判断は双方代理人が合意の上で選任した医療専門家である評価人によりなされるものとし、双方は原則として当該評価人の判断に従う。
- ・上記請求手続については原告代理人事務所において事務を管理し、被告は管理に要する費用（評価人の費用を含む）を支払う。
- ・基金に残余が生じた場合には被告に返還される。
- ・被告は、原告代理人に対して、弁護士報酬を含む諸費用として約15万カナダドルを支払う。
- ・和解の告知は電子メール及び通常郵便で行い、地元紙での公告も1回行う。

スカボロー病院における院内感染事件

< 事案の概要 >

2006年5月20日、オンタリオ州にあるスカボロー病院は、同病院において

人工透析を受けた患者の間にB型及びC型肝炎への感染が蔓延していることを公表した。その後、約400名の患者他に肝炎感染の危険性が生じているとして、トロント市の保健所から通知が送られた。

この病院で透析を受けて肝炎になった患者の一人が代表原告となり、トロント市の保健所から通知を受けた者をクラス構成員として、病院に感染を防止する義務を怠ったことによる損害賠償を求めるクラス訴訟が提起された。

< 訴訟の経過 >

- 2006年 5月23日 提訴
- 2007年 5月25日 クラス訴訟として認証
- 2010年 2月25日 クラス定義の修正を認める決定
- 2010年 4月17日 裁判所による和解承認

< 和解内容の骨子 >

- ・ 和解においては、トロント市の保健所から通知を受けた者につき、さらに以下の4つのサブクラスに分類した。

A Infected Class Members

2005年2月1日から2006年8月25日までの間にスカボロー病院において人工透析を受けた患者で2005年の肝炎検査では陰性だったが2006年の肝炎検査では陽性であった者。なお、Infect Class Memberであって、すでに病院側が氏名等を把握をしている者(9名)については、Qualifying Listに明記されている。

B Patient Notice Class Members

2005年2月1日から2006年8月25日までの間にスカボロー病院において人工透析を受けた患者で、(a)2006年の肝炎検査で陰性、(b)2006年の肝炎検査、2005年の肝炎検査のいずれも陽性であった者。なお、Bに属する者のうち少なくとも474名については、和解時点において氏名等が把握されている。

C Contact Class Members

2005年2月1日から2006年8月25日までの間にスカボロー病院において人工透析を受けた患者と接触を持ったことのある者

D Family Class Members

クラス構成員の配偶者、子供、孫、親、祖父母、兄弟

- ・ Aのクラス構成員に対して、病院はそれぞれ5万カナダドルを支払う。ただし、このうち1万500カナダドルは弁護士費用として控除される。残額についてはクレームアドミニストレーターを通じて支払われるが、このうち9割がAのクラス構成員本人に、1割がDの家族構成員に分配される。
- ・ B及びCのクラス構成員に対して、病院はそれぞれ1000カナダドルを支払う。ただし、このうち210カナダドルは弁護士費用として控除され、40ドルについてはカナダ腎臓基金に寄付される。なお、クラス構成員の手取額750カナダドルの支払は、クレームアドミニストレーターから各クラス構成員に対して小切手を送付する方法でなされ、6ヶ月以内に換金されなかった分に

についてはカナダ腎臓基金に寄付される。

- ・ A のクラス構成員だけは、5万ドルの金額に不服のあるときは和解条項で指定されたレフェリー（referee）に対して損害査定を求めることができる。
- ・ 和解時点において氏名等が把握されていない者についても、2010年9月1日までに届出をしてクラス構成員に該当することを立証し、病院ないしレフェリーが認めた者については、上記同様に賠償金を支払う。
- ・ 代表原告の代理人弁護士に対しては、上記の控除される弁護士費用の他、10万5000カナダドルを病院から支払う。
- ・ 告知費用は病院において負担する。
- ・ 病院は和解により不法行為があったことを認めるものではない。

メープルリーフ事件

< 事案の概要 >

メープルリーフ社（以下「M社」という。）は、カナダでもっとも著名な食肉加工メーカーの一つである。2008年7月にM社のオンタリオ州にある工場のあるラインで製造した製品（243種）にリステリア・モノサイトゲネス（*Listeria monocytogenes*）という病原性のある細菌が混入するという事件が発生した。その結果、カナダ全土で57人がリステリア症を発症したことが確認され、このうち23人が死亡した。その後、オンタリオ州、ケベック州、サスカチュワン州、ブリティッシュコロンビア州において、2008年1月から8月までの間にリコールの対象となったM社製品を購入もしくは消費したした人（その家族を含む）をクラス構成員とするクラス訴訟が提訴された。

< 訴訟の経過 >

2008年 8月25日 各州で提訴

2008年12月17日 当事者間で和解合意

その後、クラス訴訟としての認証申請と合わせて、和解承認申請

2009年 3月～4月 各州で裁判所によるクラス認証及び和解承認

< 和解内容の骨子 >

- ・ M社はクラス構成員の利益のために、告知費用、分配管理費用、弁護士費用を含めて2500万カナダドルを拠出するとともに、届出賠償額に対する不足が生じた時には200万カナダドルまでの追加負担に合意する。
- ・ M社は和解により法的責任を認めるものではない。
- ・ 全ての裁判所が和解条項を承認したときに限り和解は有効となる。
- ・ 被害者の症状の内容及び程度に応じて12レベルに分類し、それぞれのレベル毎に750カナダドルから12万5000カナダドルを拠出金から支払う
- ・ 被害者は和解条項の各ランクで定められた条件に合致することを証明する資料を添付して2009年7月31日午後5時までに届出を行い、裁判所から指定されたクレームアドミニストレーターが和解基準に従い審査をする。
- ・ 比較的重度の被害を受けた者は、和解基準から離れた賠償を求めることができ、

その場合には仲裁人による判断を行う（この場合、和解基準額を上回ることもあれば、下回ることもあり得る）。

- ・クレームアドミニストレーターが認めた賠償総額及び告知等の費用が2700万カナダドルを超えたときは、按分弁済とする。
- ・剰余が生じたときは、重度の障害を受けた者及び死亡者に対して15%の割増賠償金を支払い、それでも剰余が生じたときは弁護士費用を追加して支払い、それでもなお剰余が生じたときは慈善団体に配分する。

< 和解で定められた症状レベルの例 >

- レベル1 商品の消費後、24時間以上48時間以内持続する症状が生じた。
症状に関する医師の証明等不要。
750カナダドル
- レベル2 商品の消費後、48時間以上1週間以内持続する症状が生じた。
症状に関する医師の証明必要。
3000カナダドル
- レベル6 商品の消費によるリステリア症により後遺症が生じた。
症状に関する医師の証明必要。
7万5000カナダドル+入院1日につき750カナダドル
- レベル8 商品の消費によるリステリア症により死亡した
12万カナダドル

5 まとめ

～日本における集団的消費者被害救済制度に対する示唆～

今回の調査においては、カナダにおけるクラスアクションが消費者被害を含む集団的な被害救済に対して一定の機能を果たしてきていることが明らかになったといえる。カナダにおけるクラスアクションが一定の成功を収めた要因として考えられるのは、以下のような点であろう。

オプトアウト方式を基本としつつ、共通争点を先行して審理して確定させ、その後個別争点の審理を行うとする二段階方式を採用し、アメリカ合衆国のクラスアクションと比較して、対象となりうる事案の範囲を拡大したこと。

オプトアウト方式を基本としているため、被告側にも事案の一旦解決を図りうるメリットがあり、積極的に和解に応じるインセンティブがあること。

二段階目の個別争点の審理においては、事案に応じた審理方式の簡易化が認められており、これに応じて和解による解決においても事案に応じた柔軟な分配方法が採用されていること。また、分配を実務的に担当するクレームアドミニストレーターを効果的に活用していること。

クラス構成員に対する告知についても、事案に応じて柔軟に告知内容の軽減等が可能となっていること。

一定の事案については総額賠償を可能とする制度が設けられていることにより、総額賠償が適用可能な事案については少額事案であっても適切な解決を実現しうること

完全成功報酬制を認めるなど訴訟提起主体およびこれをサポートする弁護士へのインセンティブが図られていること（なお、このことは適切な事件のスクリーニングにも資するほか、代表原告自身にとっても訴え提起を依頼しやすいメリットがある）。

民事陪審の多用、高額な懲罰賠償といったクラスアクションの濫用を招きやすい要素がカナダにはないこと

このように、オプトアウト方式を基本としつつ、共通争点と個別争点を分離する二段階方式を採用し、かつ総額賠償の制度も併せ持つカナダのクラスアクション制度は、結果として、広範な事件を対象としうるとともに、事案に応じた適切な和解ないし解決がなされることを促進しうるシステムといえよう。集団的消費者被害には多種多様な事案の類型があり、民事訴訟になじむ被害類型であっても画一化が困難であることを考えれば、対象事案を拡大しつつ事案に応じた解決を図りうるカナダのクラスアクションの在り方は、我が国においても参考にしうる点があるものと思われる。

また、クラスアクションに対しては常に濫用に対する懸念が指摘されるが、カナダにおけるクラス訴訟手続においては、クラス訴訟として認証されない事件も一定程度（4～5割程度）存在していることからすると、事業者側としてもクラス訴訟により過度に萎縮しているようなことはなく、必要な審理を経た上で、本来クラス訴訟として解決されるべき事案が適切に認証され、かつ適切な解決に至っているものと評価でき、我が国における検討においてもこのことは軽視されるべきではないであろう。

いずれにせよ、今後、我が国における集団的消費者被害救済制度の在り方を考えていくにあたって、カナダにおけるクラスアクションの実情は参考にすべき点が多くあるものと考えられる。本報告が集団的消費者被害救済制度の検討の一助となれば幸いである。

以 上

第4章 議事録

訪問先 Borden Ladner Gervais LLP

聴取日時：平成22年9月28日（火）10:00～12:00

聴取場所：Borden Ladner Gervais LLP

聴取相手：Mr. Brad W. Dixon

聴取者：江野栄、大高友一、佐々木幸孝、本間紀子

通訳者：鈴木淳司

質疑応答

質問事項を見せていただいたところでは、クラス訴訟の全体像については理解されているように思われる。

まず、クラス訴訟について、どういう文献や情報があるかご紹介しておきたい。

ローリフォームコミッションレポートというものがあるが、こういうものに関してアクセスしたか？

いいえ。

各州でクラス訴訟レポートを発行している。お持ちでなければ、電子的な形でお送りする（英文のものであるが）、

是非お願いしたい。

この本は英米法におけるクラス訴訟を比べた教科書である。こういう本を情報源として持っているか？

それは持っている。

予め送っていただいた質問事項を検討して、ノートを作った。

それに基づいて始める前に、あなた方が最初に考えないといけないような重要なポイントをいくつか紹介したい。

あなた方がクラス訴訟を考えているのは消費者問題に関してと理解している。

まず1つめのポイントは、この訴訟をどのようにして経済的に成り立たせるか？

わたしはブリテッシュ・コロンビア州（以下、B・C州）の被告側の弁護士である。被告側は一時間にいくらかという形でチャージするのでその問題は発生しないが、原告にとっては重要な問題である。B・C州では原告側弁護士は成功報酬制で事件を受任することが多い。本日午後に原告側のクライン弁護士と会うと聞いたが、その点は彼から情報をもらうとよい。原告側弁護士は全体の何%という形で報酬をもらう。そして弁護士が先に支出した経費もその中から支払いを受ける。日本では原告側がどのような報酬制度でやっているのか、またやっぺいこうとしてるのか、私にはわからないが、B・C州ではそういうふうにやっているのだから、日本でもそれが1つのやり方として可能性があるのではないか。

他のモデルもカナダにはある。オンタリオ州では成功報酬制もあるが、立法府が作った基金がある。原告の経済的負担を援助するために作られている。

他の消費者問題に関する対応策としては、ケベック州に存在する方法だが、消費者団体が原告になるやり方がある。その場合には消費者団体の資金で訴訟を進行させる。

他の重要なポイントだが、カナダでは原告側が被る敗訴者負担というものがある（日本ではどうかかわからないが）、そのリスクについても考えないといけない。この負担をしなければならぬリスクがあると、クラス訴訟では非常に負担になる。原告一人一人はすごく小さな請求権しか持っていない。代表原告となったからといって、全体の敗訴者負担を負うのはよくないと思う。

手続きに関しては、上訴についても考えてほしい。最初に認証決定、すなわち裁判所がクラス訴訟の手続きが妥当かどうかの判断をする。この州では、原告も被告もその認証決定について、上訴できる。手続きにおいて上訴ができるということがコストや時間を増すという結果になっている。他の州ではもう少し制限的に上訴権を解している。ケベック州では被告側である会社には、認可決定されたということに対して上訴権はない。その場合には事実審としてのトライアルに行く。その方が原告側にとって有利であることは理解できると思う。

もうあなた方は法律には当たられていると思うが、そのほかの手続条項にも原告側にとって有利な条項がみられると思う。裁判所が総額判決をだすことができる。また統計的なものを使って、損害をどのように配分するか決めることもできる。わたしたちの法律では個々人の個別争点について解決する手続きもある。そのへんの手続きは簡単にするべきである。なぜなら小さな請求額の事案でもクラス訴訟の対象になるようにするためである。

手続法以外において、実体法に関しても、消費者の観点から簡単、有利になるような考え方がありうる。たとえば、虚偽広告では、各当事者が、錯誤したこと、その広告を信頼してしまった事実を証明しなければならないことが前提となると、カナダでは各当事者が証明しなければいけないということでクラス訴訟にならなかった例がある。

各当事者が錯誤を証明しなければならぬことになると、クラス訴訟として解決するのではなく、各当事者が個別に主観的にだまされたことを証明しないと行けない。いくつかの立法がその救済策を考え、みなし条項を作って信頼をしたとみなすという形にした。

Q いま話に出た虚偽広告は故意によるものなのかどうか

詐欺的なものもあるし、過失もある。コモンローでは、もともとはどのような虚偽があったのかということ、それを信頼したのかということが、いわゆる要件事実の重要な部分である。手続法だけでクラス訴訟にできるのかどうかという対象が決まるのではなく、実体法の要件を変えていかないと、クラス訴訟に適合しないケースもでてくる。

カナダでのもう1つの例としては、クレジット会社などから不当にお金をとられたというような訴訟がある。その場合、法律で一人一人が金を不当にとられたことを証明しなくてよいことになっている。カナダのクラス訴訟では、この類型がポピュラーになってきている。

Q その具体例は？

クレジットカードの利息に関して、その計算が間違っていた場合。その場合には不当利得の請求が実体法上成り立つ。その場合には、不当利得という形で、利益を不当に得たので、金を戻せと主張することができる。場合によっては、被告側がもらった金と、同額が原告の損害であるといえる。

Q 一人一人の失った利益は主張しなくて良いのか？

そのとおり。さっきの例だが、一人一人が虚偽広告を信頼してしまって、損害が発生したことを証明しなくていいのと同じ。主観的な要件事実に関しては、一人一人が主張立証しなくてもよい。

Q 虚偽広告の方は、実体法でそういうみなし規定があるからということでしょうか。

そのとおり。クラス訴訟の手続条項だけだが、事件によってはそれだけでは解決できない場合がある。だから実体法を変更する必要があるケースがある。

Q カナダのたばこのクラス訴訟で、オンタリオ州ではクラス認証されたが、ニューファンドランド州では認証されなかったと聞いたが。

それは Trade Practices Act というのがあって、それが問題だった。実体法がどの射程かは州によって違うので、そう

ということがある。射程によって、クラス訴訟になるかならないかという違いが発生してくる。元をたどればクラス訴訟は共通の争点であることを証明していくものなのだから、そうなる。

Q 違法利益の吐き出し (disgorgement) について実体法の問題か、コモンローの問題なのか。

カナダでは2通りの方法でそれができる。一方の実体法ではそれを不当利得返還請求権として位置づける。それからコモンローの規定もあって、原告側が主張立証するのを避けられるような流れがある。そのコモンローの中で、よく使われるのが waiver of tort。裁判所が悪いことをした人に利得をはき出せというような仕組み。その論理を使うと、原告がどのくらい損害があったかに主張立証責任があるのではなく、被告側にどの程度利得があったというところが主張立証の焦点となるので、被告側が立証しないとけない。

Q waiver of tort は合意、約款なのか

それは、コモンローの原則であって、裁判所がどのように救済するかの方法論。

Q 裁判所の裁量によっては、原告の損害以上に、被告が得た利得を基準に、賠償を命じることもあるのか。

理論的にはそうである。カナダでは、立法で救済方法の分配策が作られているような段階。どの射程で使うかが議論されている状況である。どのような事実関係によってその原則が使われるかも1つの問題。

クラス訴訟についてそれを考えると、原告側の弁護士は非常に創造的である。実体法のいろんな原則があるが、それを取り込んで、いろいろな主張をしてくる。クラス訴訟に使えるように、実体法をあてはめてくる。その waiver of tort という原則についても、古くからあるコモンローの原則でほとんどの人が知らなかった。クラス訴訟が出てきてからいきなりそれがスポットライトをあびてしまった。技術的な面で原告側の請求を作るための手段として使われてきた。被告側としては、それは訴訟においてリスクとも見れるし、1ドルの損害があったというケースを例にとると、被告側としては得た利益全部が利得としての対象になってしまうので大きな問題である。和解へのプレッシャーを強める。

実体法にあまりよりすぎた話をして申し訳ないが、覚えていただきたいのは、日本でクラス訴訟が成功するかは、実体法がどのような規定があるのかにも関わってくる。

Q disgorgement について立法でやっているというのは、ケベック州などコモンローのないところでのことか。

わたしは、ケベックの民法をよく知らないが、そのような救済的な実体法は、民法に書かれていないといけないと思う。waiver of tort はケベックの法律にはない。

質問事項についての回答

質問事項1 カナダのクラス訴訟の概要 (The Outline of class proceedings in Canada) に関して

クラス訴訟が適切なものは、わたしの理解としては、1つ1つの請求額が小さくても量が非常に多い場合。共通の法律要件にあてはまって、共通の事実関係がある場合。

Q 質問票の記載した各設例はクラス訴訟が適切なケースか

わたしの意見では、ケース1はB・C州では、クラス訴訟は非常に有効。問題が共通しているし、個人的な、一人一人の問題として解決しなければいけないものは見あたらない。誰がメンバーの一員かはすぐにわかるような感じである。

ケース2についてもクラス訴訟としては適切ではないか。総額賠償の方法が適切な例と思う。B・C州ではこれは総額賠償が認められるケースでしょう。なぜなら各人の損害の証明にかかわらず、全体的なクラスの損害を確定でき

る。一人一人のメンバーが誰かを特定できることは、B・C州では必要とされていない。もし一人一人が特定されれば分配されるが、残りの個人がわからない損害については、他の方法で分配されるということがB・C州では決まっている。裁判所がそれを命令する場合としては、残った分配額をチャリティーに配分する方法がある。クラスの人たちの利益に反映させる、それに一番近いような団体にお金を分配させるという考えがとられている。この例で、どのような団体というのを考えるのは難しいかもしれないが、たとえば、電車とかを使う人たちのための団体があれば（そういう団体が存在するとして）、そこに寄付される。もっと良い交通の利便を支援するような団体があればそこでもいいのではないかと。これらのアレンジメントは和解の段階でなされるのが普通。そこでどういうポリシーがあるのかというと、とにかく被告側の会社に、悪いことをしたら制裁のような形でコストを払えということ。ポリシー的な考え方なので、実際に損害を被った人にあげるのか、そういう団体にあげるのかは関係ない。それが何を指しているかということ、被告側を反省させて、態度を変えさせることだ。

懲罰的損害に似ているのではないかと問われるなら、お金を課して、二度とやらせないという点では懲罰的である。

ケース3は、虚偽広告の話と思う。このような場合クラス訴訟になる場合もあるし、ならないものもある。認められやすい要素として、重要なのは原告個人が同じ虚偽広告を受け取ったという事実。この事件がクラス訴訟として認められるかは別として、クラス訴訟を成立させないという要素に関しては、日本の実体法において、因果関係についてどのような立証が求められているかということが問題となる。各人がチリワインであったら買わなかったかを証明しなければならぬのかどうか、実体法上の解釈がそこで重要になってくる。日本の実体法に何らかのみなし規定のような規定があって、チリワインだったら買わなかったらということが演繹できるのであれば、問題は生じないかもしれない。

この虚偽広告の事件というのは、カナダではクラス訴訟にするには難しいことが多い。

Q 先ほど、虚偽広告に関して実体法にのみなし規定があるとのことであったが、それが使えればクラス訴訟の対象となるのか。

これがその例。われわれのところでは消費者保護法でカバーされるような内容かもしれない。具体的な法律としては Business Practices and Consumer Protection Act。それは、虚偽の言動を禁止するのが大きなねらい。それを信頼したかどうかというポイントに関して、それをみなせるかどうかは、どういう広告だったかにもかかわってくる。広告が虚偽に基づいて買わせようという意図があったかどうか、ひとつの重要なポイントになってくる。

ケース4だが、たくさん人身傷害が起きている事件だけれども、カナダではこれがクラス訴訟になることが可能ではある。アメリカの法律とは違うかもしれない。クラスアクションに関するアメリカでの法律では、共通の問題が各人の問題を超越して、共通性の支配性が必要。カナダでは支配性のテストは含まないということ意図的に行った。わたしたちの裁判所ではこれを考えるにあたって、過失があったということを共通要件として、クラス訴訟を先に進められる。各人の損害について違いがあって、証明しなければいけないという事実があったとしても、先に進める可能性がある。カナダではこういうケースについては、たぶんクラス認証（certification）をもらえるだろうし、その先では和解になるだろう。

損害が非常に大きい事件と思われる。カナダでは原告にとって問題となるのは、損害がすごく限られているケース。B・C州でそういう例があったが、フェリーが陸にぶつかった。そのフェリーを運転していた人の責任は間違いない。乗っていた乗客は精神的損害がなく、PTSD しかない。損害が少なすぎる。それはクラス訴訟としては効率的ではない。原告側の弁護士がクラス訴訟にしようとしたが、結局、最後には、ものすごい少ない金額の和解になった。だから、B・C州では原告弁護士にとっては非常にリスクな場合もあるわけだが、このケースでは原告側の弁護士は損をした。多大な時間を費やして、金銭的に損をしたと思われる。

ケース5だが、B・C州ではクラス訴訟になりうるだろうし、実際、似たような食品のケースがあった。過失が共

通であるということで、この州ではクラス認証されることが可能。それから、もしクラス認証がされて、各人の損害がその後決められるという状況であれば、裁判所は後でその審理を行う。クレームプロセスというやり方を使って、ミニトライアル（限定的な事実審）という形でできる。そういうこともあるが、ほとんどの場合は和解になる。

わたしたちの立法で重要なポイントは、各損害を被った原告がわからないとしても、クラス認証に問題はない。それは7条(d)にある。ケース5では34条を使って、分配ができる。

質問事項2 クラス訴訟の手続（Procedures for class proceedings）に関して

質問の中のクラス訴訟の提訴数について聞いているところがあるが、いま現在の統計は持ちあわせない。わたしの見積もった感じでは、B・C州では毎年15から20件くらいが提起されていると思う。2004年9月における統計はあるので、さしあげる。この統計を見ると、2001年の段階で108件提起されているので、完全に正しいとはいえないだろうけれども、見積もった内容としてはよいのではないか。そのほかの記録に関しては裁判所の記録を元にしていないので間違いはないだろう。2004年の統計の数字がそこにある。B・C州のクラス訴訟に関する立法は1995年にできた。この統計は1995年から2001年の数字。ちなみにオンタリオ州は1992年にできた。

この表をみていただくとわかるが、私たちの経験しているところでは、B・C州では事実審まで行く例は非常に少ない。クラス認証をもらった事件は、ほぼ高い確率で和解をする。それは訴訟のリスクが一番大きな要因かと思う。一般社会でどのようにみられるか、パブリックリレーションを会社としては非常に重んじる。クラス訴訟の原告が顧客ということが多い。クラス訴訟のノティスをすべての顧客に配るのは居心地が悪いことだ。

クラス認証のタイムラインについて質問されているが、わたしたちの規則（jurisdiction）では、たぶんそれが理想的とはいえないが、クラス認証までの期間は非常に短い。90日とされている。でも誰もそれを守ってはいない。わたしが実際にかかっているタイムラインがここにある。B・C州裁判所で、B・Cエアウェイズの事件をいま扱っている。このケースは原告側で今年の4月1日に始められた事件。7月14日にならないと、その事件を担当する裁判官が決まらなかった。その段階で初めてみなさんが見ているスケジュールを裁判所が出してきた。この中では証拠を出す、宣誓書を出すという期日が決められて、また準備書面の交換の期日が指定されているが、クラス認証のヒアリングは、2011年の3月以降になってしまっている。少なくともこの事件では1年弱、クラス認証の審理までいくのかかっているのがわかる。裁判官はその場で決定するかどうかかわからないし、さらに4～6か月かかる可能性もある。だから原告側としては、1年から1年半以上経たないと、クラスとして認定されるかわからない。みんなに知っておいていただきたいのはB・C州ではクラス認証のプロセスが複雑でめんどくさいことだ。被告側としてはそれがメインの戦い。もしそれに勝てれば、それ以上労せずに訴訟自体がなくなってしまう。

消費者側の見方とすれば、手続きをもっと単純にしたものがよいだろう。もっと早く進行するようなものに、早く手続きが終わるようなものにした方がよい。私は被告側弁護士だが、クラス認証の場面で懸命に争う。手続きはフェアでなければいけないが、もちろん被告にとってフェアでなくてはいけないが、でもわたしの立場からいってもこれよりはもう少し早くなるだろうと思う。

Q 規則と実態が異なっているのは、裁判所の都合なのか？

いろんなファクターがある。被告側ができるだけ引き延ばす形になる。原告側弁護士があまり積極的になっていないときもある。カナダの裁判官の伝統的な感じだが、自分たちの事件をあまり積極的に扱わない。当事者進行主義的なところが非常に強い。アメリカではもっと裁判所が職権主義的にすすめていくが、そんな感じではない。もちろんアメリカでも裁判官が積極的に絡んでいたとしてもいろんな言い訳や理由で遅れていくことがあると思う。アメリカではクラス認証の前に陳述録取りみたいなものが長く行われている。カナダではない。クラス認証の前にディスカバリーは行われたい。クラス認証の前には、実体法上の解釈の疑義についてはディスカバリーは行われたい。裁判所は、

クラス認証の前のディスカバリーは好まない。クラス認証に必要な要件を満たすかどうかのディスカバリーはある。共通項があるかどうかが一番のポイントになる。裁判所はクラス認証にディスカバリーは必要ないと考えている。B・C州では最初の段階でどういう手続きで進めるのかを決める。クラスかどうかのポイントになる。そこを乗り越えた場合に、その後ももちろん事実審になってくる。クラス認証の後でないと、事実的な問題のディスカバリーは始まらない。

Q クラス認証は事実審でないのに、なぜそんなに時間がかかるのか？

被告側の弁護士と原告側の弁護士では意見が異なるだろう。原告側は被告側がいろんなものを出してくるということだろう。書面による証拠、クラス認証の段階で書面による証拠は出せる。その証拠で、クラス認証の要件の問題と、merits（本案）の問題で、ぐちゃぐちゃになっている場合がある。例えば先ほどの航空会社の事件だと、マーケティング方法が争点となった。チケットがどのように売られたか、そこが問題になってくる可能性があるだろうし、わたしたちは共通項を否定するために、チケットを売られた系列が、いろいろな違う系列で売られていることを主張したい。オンラインで各乗客が買ったのかどうか。旅行代理店に行って買ったのは別ではないか。それは merits とは関係ない。実体上の論点とは違う。いろんな事実が出てくるが、クラス認証のときに決められる問題ではないかと被告側は主張している。さらに例を示すと、独占禁止法、専門家による複雑な証拠が必要になってくる。経済的な観点から損害の総額を決められるかは非常に大きな問題。クラス認証の段階では損害の総額は決めないわけだが、それがクラス認証の段階でトライアルを見越してできるかどうかを裁判所は決めなければならない。トライアルを見越して、トライアルでなにかができるか見越して決めるわけだから、一応そういうことを勘案している。クラス認証の段階で、書面の証拠でたくさん専門家のものが出てくることもある。その書面による宣誓書が出される場合に、それに対する反対尋問も行われる。どちらに傾くかは振り子のようにふれる。ある時には被告側にたくさんの宣誓書を出すことを許すこともあるし、最近では裁判所があまりにもクラス認証の段階ではやりすぎだろうということで、原告側にクラス認証を与えて進めるべきで、トライアルと同じようなことをクラス認証でやることには批判的になってきている。裁判所はあなたがいま質問したことに対して対処を始めていると思われる。

質問事項2（1）に関して

最近、わたしが敗訴した事件だが、1つめが携帯電話のオペレーターのケース。あとでその資料を見てください。判決の一部である。パラグラフ89が結論。携帯電話会社が110番通報に金をとっていた。20頁にクラスが定義されている。クラスは客観的な性質によって決まる。どこの管轄地にいつ住んでいたか、契約を結んでいたか、110番をかける料金をとられていたかどうか、110番に切り替えるためのオペレーターが設置されていたかどうか、それが客観的な性質。誰がそのクラスに入るか入らないかを決めることになる。そうすると誰が通知を受けるかが明確になるし、誰がクラス訴訟に拘束されるかもわかる。わたしたちの立法によると、一人しか原告がいなくても裁判の最後には全員が縛られることになる。

この判決には共通争点も書かれている。共通争点は契約をどのように解釈するかだった。同じ契約書が全員に使われていた。

Q 被告側はどういう争い方をしたのか。

1つの防御としては、原告側が契約条項を信頼していなかった、信じていなかったというふうに主張した。カナダの法律では契約書は必ず文字で書かれていなければならない。そして、書かれているものだけでなく黙示の契約というものがコモンローにある。契約の解釈は原告それぞれで違う。裁判官がクラス認証できるのは、明示に何が契約内容だったのかということと、慣習によって全員に共通している争点があるかどうか。ひとりひとり違った認識に基づ

いて黙示の契約が認められるかどうかについては、共通性はない。共通争点について少し論点は狭まったはずだ。3つの議論が黙示の契約条項にあった。2つについて共通であるということで共通争点となった。3つめは個別争点だった。3つめに関しては共通争点の審理からはずれることになった。被告側の考えとしては3つめの議論が一番強かったのではないかと考えている。それは共通争点の審理には入ってこなかった。原告としてはクラス認証でも共通争点が小さくなったからあまり得るものがなくなったのではないが。

裁判所がどういう要件が必要かというのを設定する。もしそれが個人的なものとなれば、その後の審理では争われることはなくなる。被告側としては共通争点の範囲を限定するためにクラス認証を争う。

質問事項2(2) 認証の告知(Notification for class members, Opt-out)に関して

カナダでは due process right が憲法では書かれていない。もちろん、立法上はいわゆる通知というのはできるだけしなければいけない。ただそれは憲法上保証された権利ではない。通知の形式については裁判所の裁量。通知の形式に関しては住所と名宛人に問題がないようにしなければいけない。

管轄が異なった場合に、通知の内容も異なるように配慮する必要性が問題となった事例がある。カナダは連邦システムをとっている。10の州がある。1つ1つの州に私法について違う法律がある。アメリカと同じように違うシステムをとっている。アメリカは jurisdiction(管轄)が州にまたがってあるが、カナダではない。クラス訴訟は小さな別々のシステムがない方がベター。クラスに関しては jurisdiction が大きければ大きいほど吸い上げる率が高い。クラスが大きければ大きいほど効率的。たばこ訴訟でオンタリオ州とニューファンドランド州で別々にならなければならないというのは効率が悪い。しかしカナダでは憲法があるからそれはできない。

Q 通知について誰が金を払うのか。

原告が払うのが普通。通常原告の弁護士が払うことが多い。それは裁判官の裁量である。原告としては被告に払わせたい。場合によっては裁判所が被告に命じて払わせることがある。被告が政府の場合には特にそういうことがある。だから被告側の私には通知に関してどのくらい費用がかかるかはわからない。ノータイスの方法はいろいろあって、新聞に広告を出すこともあるし、2万ドルかかることもあるだろうし、被告が会社の請求書と一緒に入れなければいけない、ということもあるだろうし、どのくらい客がいるかにもかかわってくる。

質問事項2(3) 共通争点に関する決定(Order on common issues (Section 25 of CPA))に関して

わたしは質問の意味をクラス認証からトライアルまでどのくらい時間がかかるか、と理解したがそれでよいのか？

私はすでに最初の訴えの提起からクラス認証まで時間がかかるということ話を話した。B・C州ではクラス認証があったときに上訴ができる。それでもっと時間がかかる。その後に merits を議論することになる。

例をあげると、事実審までいくのは非常に少ないと言ったが、コンドミニアムをホテルにして使う、タイムシェアのようなものだが、99年にコンドミニアムが売られたという事例だが、99年からどのくらい後かわからないが、かなり後になって訴訟が提起された。2005年2月4日にクラス認証がされて、上訴されたが、認められなかった。その後にトライアルにいった。2007年8月17日に共通争点に関する決定が出た。共通争点の判断ができるまで2年半くらいかかった。共通争点に関する決定は出たが、まだ個別争点について、個別の損害額は決まっていない。そのくらい時間がかかる。

質問事項2(4) 個別争点に関する解決手続(Determination of individual issues (Section 27, 28 of CPA))に関して

Q 誰が個別争点を判断するのか？

裁判所とは違う手続きが使われることもある。ケースによって違う。裁判官が他の法律家を使うこともあるし、そ

のほかの仲裁関係の人を使う場合もある。法律の中の例を見たからそういうことを質問されているのだろうが、裁判所に裁量があって、どれがよい方法なのか決めることができる。もともとこの手続きはほぼ使われていない。そもそも事件でそこまでの段階に行くのが少なすぎる。

先ほどのフェリーがぶつかった事件だが、クラス認証されたあとに、裁判官が6人の原告について事実審で調べた。クラス全体は150人、そのうち6人が、普通的事実審のトライアルで6人の損害がいくらかということが審理された。6人を調べることで150人の損害がどのくらいになるのかを判断しようとした。その6人調べた時点で、損害が少なすぎるということがわかったのですぐに和解につながった、というケースもある。

それはサンプルを使って他を推測する方式が使われた。たまにこの方法を使うことで問題になることもある。被用者をクビにするケースだと人数が多い。共通争点のトライアルで、不当解雇だという事実はすでに認められたというのが前提だが、1万8000人もクビを切られて、その会社もつぶれた。1万8000人の損害を決めるのは大変。裁判所は仲裁を認めた。裁判官ではなく弁護士が仲裁人として、各々の損害を決めることとなった。被告側が全く和解に応じない。仲裁はまだ続いている。何年もかかっている。ひとりひとりの小さな争点を、やり方によっては非常に解決するのが大変な場合がある。

しかし、そういう問題があるからといって、クラス訴訟そのものを否定することにはならない。原告側の弁護士にとっては和解への圧力として使えると考えるだろうし、全体的な和解へのこのような圧力がなければ、個々の請求を証明しなければならぬので大変、というのは理解されているはずだ。共通争点のトライアルで会社に過失があるということになれば、1つ1つの損害を確定するために戦うことはまずしないだろう。個別争点を決めるのが理論的すぎることもあるが、全体としてはクラス訴訟として機能している。

原告側が探しているのは法理論や法律的な主張が全員に共通している項目が大きければ大きいほどよいはずだ。原告側弁護士としては妥当な事件を代理しているかどうか、非常に慎重に判断しているし、その点に気をつけてやらぬいと時間もかかるし、何を目的としてやっているのかわからなくなってしまう。

質問事項2(5) 総額賠償 (Aggregate awards of monetary relief (Section 29 of CPA)) に関して

これはわたしたちのクラス訴訟の法律に書かれている、非常にユニークなものだ。この条項のおかげで消費者の原告側にとっては非常に裁判がスムーズに進む要因の1つになっている。多くの事件ではこの条項が使われているが、トライアルにいったものは1つもない。

原告側にこの条項があてはまるというときは、原告のクラスが被った損害の総額がわかる場面である。一人一人の原告から聞かなくても全体額が決められる時である。場合によっては、価格のカルテルを結んでいるという場合に、被告が不当に得た利益が原告である消費者から利益だとみなされる。もしトライアルで被告の証拠に照らして、いくらそれで得たかということが決められれば、それが損害の総額ということで算定できる。被告が得た額がそのまま Aggregate awards (総額賠償) になる。裁判所は立法による手段を与えられていて、金をどう分配するかの裁量もっている。そのときに統計的な証拠ももちろん使われるし、B・C州では裁判所がそれを使って分けたという例を知らないで、例をあげることはできないが、そういう手段は用意されている。もう1つの例、チャリティーにお金をあげることもできる。クラス構成員に利益があるようなところにお金をあげるのがポイント。裁判所の考え方としては、消費者が失った金額があるとすれば、利益を被告に残さず、なんとか分配してやろうという考えがある。

聞かれた質問に私がすべてに答えられるわけではない。クラス訴訟のどのくらいのものに総額賠償が適切かという問いは答えられない。原告側が主張することがあるが、適切でない例が多い。被告側の立場からいうと、一人一人の原告にアクセスできるのであれば、被告側としてはフェアな事実審の結果がほしい。この条項はひとりひとりに反対尋問をする機会を失わせる。もし論点があって、被告側としてもなんとかできる状況がある場合に、一人一人に反対尋問しても反論できないようなケースであれば総額賠償が使えるとしても、そうでない場合は疑問である。

質問事項 2 (6) 和解 (Settlements) に関して

最初の質問は、どのくらいの割合で和解するかだが、わたしがさしあげた表を見てほしい。どうやって期間を分けているかはもう話した。この表の3番目。

和解の内容をもちろん決めるが、調停を使ってなんらかの案を出すということも十分あり得る。

裁判官の和解に関する決定は非常に重要。裁判所が承認しない限りは和解できないことになっている。裁判所が考える利益としては、そこにいないクラスメンバーの利益を守ること。クラスメンバー全員に対して公平で適切な和解であることを確認する義務がある。もしそれで承認されてしまうとさらに損害があるのでよこせということが原告側はできなくなる。当事者全員が和解案に同意してくれば、裁判所がいえるのはイエスカノーだけ。裁判官がノーといった場合には、また和解案を作ってくることもある。

請求に対する administrator (管財人) は当事者両者が合意によって決めることが普通。但し原告側の方が決定をリードする場合が多い。なぜなら原告側が administrator をすすめる。もちろん被告側としてもその手続きが公正であって、手続きをする人がフェアであることを求める。

質問事項 3 クラス訴訟における法律家の役割 (The role of lawyers in class proceedings) に関して

具体的な資料を求められているが、どういう書面を要望か？

訴状や判決、和解書など。

判決を一部いれた書類があるが、これを基礎づける書類 (訴状、判決理由) などはさしあげることができる。宣誓書はたくさんあるが、それは不要だろう。いくつかのケースでは電子的に書類をさしあげられるので、あとで E-mail で送る。

質問中にあった弁護士費用はわからないので、原告側に聞いてほしい。

和解額の中から何%かとなっている。

Q それは和解の中で議論しないのか？

それは非常に問題があるポイントで、弁護士報酬だけでこれだけよこせという交渉はするべきではない、というのが一般的な考え方。ただそれは発生する。場合によっては弁護士報酬だけを別々にまとめることもある。和解の信頼性をゆがめるような要素がある。原告側の弁護士でも全体がいくらかを交渉して、弁護士報酬は被告方との関係ではなく、クラスと原告側の弁護士の問題だという正当な考え方をしている人もいる。弁護士報酬は依頼者との間で事前に書面で決めていないといけない。通常は何%と決まっているはず。裁判官がそれを認めない限りはもらえない。和解の承認に加えて、弁護士報酬の承認も行われる。被告側弁護士は関係ない。それについて何も言うことはない。原告側弁護士は裁判官のところにおいて自分の弁護士報酬が適切だということを主張しなければならない。

Q 和解のときに、その内容を被害者に告知する費用はどういう方法でどちらが負担するかは議論するのか？

和解が承認されるかどうかの審理の通知をしなければいけない。通知内容とコストをまず同意する。通知はしていないけれどももちろん承認は得られないわけだから、もしかしたら来ていない人たちは和解に対して不承認ということもありうる。それも起きたことがある。裁判官は最後に承認するときどのくらいの人不承認といっているかも考慮に入れる。クラスメンバーではない人が、それに異議を申し立てることもある。

質問事項 4 その他 (Miscellaneous) に関して

事業者側がどう考えているかという質問であるが、わたしたちの依頼者のことだと思うが、非常に消極的な見方をしている。政策的な面では重要な面があることは理解している。手続きは弁護士が動かしているのではないかと。

士が操っているのではないかと、そういう見方。立法自体が弁護士が先導することを認めていることもある。原告側弁護士としても稼げなければやりたくないということもあるだろうし、そういう点を考えなかったらこの訴訟はなりたない。原告側の弁護士にとってインセンティブを植え込んでおかないとこういう訴訟は発生しない。

しかし、濫用を防ぐためのメカニズムは必要。裁判所が和解を承認したり、弁護士の報酬を承認するのが1つのコントロールになっている。クラスメンバーではない人が異議を申し立てるメカニズムも与えている。普通の事件であればオフィスにすわっていて、原告が来ない限りは発生しない。でもクラス訴訟に関しては、原告側弁護士が外に出てどんなクレームがあるか探している。それが経済的に成り立つということがわかっているから。

それが悪いことだとは思わないが、何か大きく間違ったことをただすという観点からは必要だが、コントロールは必要。

もう1つ言うとしたら、被告側弁護士とすればポリシー的に優れた点があることはわかるが、行政的なコントロールの方が良いと思うときもある。もし行政官で積極的、活動的に干渉してくれる人がいれば、政府機関とか、その企業の活動について制限をかけるような権力を持っている人がいれば、それが救済をするような権限があるとすれば、社会的に消費者問題を解決するには、その方がベターではないか。なぜかという弁護士にクラス訴訟で得た金がいくわけだから、もしその政府機関がやれば全部の金が消費者に戻るではないか。問題は政府の資源は限られていること。政府の活動が限られているからこういうクラス訴訟が必要になってくる。

わたしが言いたいのは以上です。

Q 総額賠償が使えないケースで、個別争点の手続きに参加してくる原告の数は多いのか、少ないのか？

あまりよくわからない。B・C州ではこの制度は95年に作られているから15年、共通争点を解決して、その後、個別争点を解決する手続きまでいくケースがほとんどない。人身損害は150人くらいのケースでもありうる。そういう人たちを集めて利用するのは楽かもしれないが、何十万人もいるようなケースでは難しい。

Q 和解金をとりに来る人の割合は実際どのくらいなのか？

あまり高くない。10か15%だというのを目にしたことがある。それが非常に問題。洗濯機の欠陥があった事件。請求のフォームを書かないといけないという段階までくると、和解の金額、ひとりひとりの金額は少ないから、書くのがめんどくさいからやめてしまう。それを解消する方法もある。和解でいくらと金額を決めておいて、請求がきたらその金が支払われるという方法にしておいて、残りの金はチャリティーにいくことが考えられる。

Q 取りに行く人が少ないのであれば、被告として和解に応じるメリットはどこにあるのか？

和解で交渉するとき、和解内容にもどのくらいの人と取りにくるかということをお案する。被告としては、場合によってはそのケースを安くすませることができる。アメリカにはtake up rate(どれくらい配当を受け取る人がいるか)を科学的に分析する文献もあるが、和解がフェアかリーズナブルかを決めるのに、どのくらいの人と取りにくいかも考える。どのくらいの人と取りにくいかどうかポイントだが、請求されなかったものを被告に戻さないでどうするかも1つの議論の大きなポイントになっている。

わたしたちは交渉して和解を決める。総額がどのようになるかは和解の手続きにもよる。場合によって全然違う。どのくらいの人と取りにくいかを被告側としてはファクターとして考える。一人いくらという場合になったとき、何人になるかわからないから、上限を決めるように被告側としては主張をする。和解契約書でその問題を扱ったものがあるのでそれもお送りする。

以 上

訪問先 Klein Lyons

聴取日時：平成 22 年 9 月 28 日（火）13:00 ~ 15:00

聴取場所：Klein Lyons

聴取相手：Mr. David A. Klein

聴取者：江野栄、大高友一、佐々木幸孝、本間紀子

通訳者：鈴木淳司

質疑応答

原告側としては、誰かが電話をかけてきて質問を始めた場合、いくつかの問題点をみて、ケースが成り立つかどうかを見定める。最初に請求原因があるかどうかを確認する。事実をあてはめた場合に法律論としてなりたつのかどうかを考える。そこに法律的な救済策がないという不公平さが存在する場合もある。事実関係から成り立つ可能性が強いと考えられる場合には、事実を支える証拠としてどのようなものがあるかを検討する。また被告に対して何らかの刑事的措置がとられているかどうか。政府による何らかの調査が入っているかどうかも 1 つの判断基準となる。もしそういった刑事的、行政的調査が入っている場合には証拠として十分なものが集まると考えられる。他の管轄で裁判が起こされているかどうかポイントになる。アメリカの弁護士の方がわたしたちよりも一歩先に行って、大型の不法行為責任の事件を扱っている。アメリカでそういった事件が進行している場合には証拠として使うことができる。事件に関して何人くらいの方が影響を受けているのかも考える。各被害者がどの程度の損害を被ったかを考える。1 つ 1 つの損害がもし小さくても人数が多い場合、経済的にそれはクラス訴訟として意味があると思う。もし数が少なくても、一人一人の損害が大きい場合には、クラス訴訟としては成り立つと思われる。しかしたとえば 100 人よりも少ない人数で、各人が 200、300 ドルくらいの場合には、経済的な観点からはあまり意味がないと思われる。われわれの法律事務所では、少なくとも 100 万ドル以上の損害があるものに限っている。

これらの事件は非常に複雑で、費用と時間が非常に負担になるので、100 万ドル以下の事件というのは経済的観点から法律事務所として受けるのは意味がないと思われる。

被告側がちゃんと判決で言われた金額を払えるかどうか 1 つのポイントになる。多くのケースで非常に良い事件と思っても会社がつぶれてしまうこともある。あまり財産を持っていない場合、保険を掛けていない場合、管轄の外にある場合など、金銭を回収する作業ができない場合には受任をためらう。

わたしたちは代表原告として、主張をしっかり持っている人を必要としている。最後の 1 つは私たちが気分的にいい気持ちであると思うケースでないとやりたくない。誇りに思えるような事件でないとやりたくない。以上がクラス訴訟に向いている事件の大体の要件である。

カナダでは、3 つのクラス訴訟の目的がある

1 つは、正義にかなう、正義に対するアクセスをさせること。1 つ 1 つは小さいクレームだが、1 つ 1 つやっていくとあまりにもコストが高すぎる。何十万ドルの事件でも、それを訴訟にすると、コスト割れる場合がある。製造物責任ではそういうケースがある。製造物責任では 30 万ドルくらいコストがかかる。それで 20 万ドルをもらえてとしても、それでは訴えられない。もちろんクラス訴訟は 1 つ 1 つが大きなクレームの場合にも使える、小さいときに限られるわけではない。私が言いたいポイントの 1 つめは、正義にアクセスすること。

2 つめは訴訟経済。場合によっては何十人、何百人も同じような訴訟を起こしている場合がある。もともと裁判所は混んでいるので、そこを円滑に使うためにはまとめた方がよい。

3つめの目的は、行動を変えるということ。わたしの見方だが、民事訴訟システムに関しては、それを道具として積極的に社会的変化を起こすことができる。

それではあなた方から示された例をもとに検討してみよう。

ケース1について、わたしたちの法律事務所ではこれは勝算があると考えます。まず、違法性がある。取得された費用が違法であることがわかっている。1つ1つの損害はわかっているし、全体額からいったら100万ドルだから、わたしたちの事務所では訴訟にできる額である。相手方が銀行だから支払える。データベースの情報は問題ないし、クラスメンバー全員に通知をするのは簡単である。訴訟で勝訴すれば、通知がしやすく、簡単に金を配当できる。

ケース2について、300万ドルくらいの請求。金額的には問題ない。実体法上、こういう場合に金が請求できると仮定する。被告が金を払えとする。問題は被害者がわからないということ。被害者が、この人、この人と特定できない。カナダやアメリカではこういうケースは特別ではない。法律で直接規定はないが、間接的にクラスの人々の利益となるような方法が立法によって決められている。立法と裁判所がいうには、直接クラスメンバーに金がいかない場合には、裁判所は間接的に金を払う方法がある。ほとんどの場合は裁判所の命令で基金などに金がいくことになるであろう。事件の性質に関連しているところに支払われることになる。

Q 個別分配しないということを想定して、最初から提訴するのか？

最初からそれを考えて訴えを提起することもあるし、途中で気づくこともある。何年前にわたしが起こした事件では、インペリアルたばこに対して訴訟を提起した。同社は虚偽的なマーケティングをした。ライトやマイルドと書いてあるたばこだが、その方が安全だというような、普通のたばこにくらべて安全と思わせる広告があった。この例に関しては、不当にあげた利益全部を慈善事業に送るという請求である。たばこによって生じた症状に対応するための基金にお金がいくような請求。その事件はまだ争われているからこれからどうなるかわからないが、基金にいくことは訴え提起の段階から方針を決めていた。

Q 代表原告はいるのか？

はい。

Q その人には賠償されるのか？

いいえ。彼は代表原告の一人だけれども、金をもらわない。正義的に許せないと。

Q インペリアルたばこを吸っていた人か？

そうです。「・・・ライト」というたばこを吸っていた。

Q 日本では、間接的な分配は、個々の被害者のためにならないからおかしいという議論があるが、そういう議論はされないのか？

そういうケースの見方について、一番大事なのは被告のビジネス方法をただすこと。まず1つの観点からは悪いことをした者には金をやりたくない、また他の同じような業者が同じようなことをするのを防ぐ。

ケースによっては続けていく途中で、利益を間接的に与える方法を考えることも出てくる。証券、株主の訴訟があった。そこに関係しているのは何百万人もの株主。事件を続けていくうちにあまり事件としては強くない事件だと思えるようになった。和解するのに被告が100万ドルを払うということになった。いわゆる1億円を数百万人に分ける

のはコスト割れする。1億円を分配するのに、1億円よりもっとかかってしまう。裁判所が承認したのは非営利団体に分配すること。1つまわした先は、ビジネススクールで、ブリティッシュ・コロンビア大学。目的としては、ビジネススクールに金をあげてプログラムをつかって、経営者としてどのように責任を持ってやるか、企業経営の理念的なプログラムに金がいった。これはチャレンジングな概念なので、質問の意図はわかる。

Q 利益を取り上げる disgorgement の実体法上の根拠は？

法律で決まっている。消費者保護法の中にある。B・C州にもそういった法律がある。クラス訴訟ができる前は消費者保護法はあまり使われていなかった。Business Practices and Consumer Protection Act BPCPAと呼ぶ。先ほどの証券の例は他の法律に基づく。証券法が各州にある。法律に基づいて請求原因を作れる。請求権の中には、過失や債務不履行責任のようにコモローに基づいているものがある。また他のものは法律によって定められているものもある。わたしたちは訴状において両方主張するようにしている。

ケース3について。

前提としてチリのワインボトルが1本いくらなのを決めないといけない。チリのワインは10ドルということにしましょう。計算すると総額20万ドル。金額として小さすぎる。法律事務所によってはそういう事件を扱ったりするかもしれない。わたしたちはすごくシリアスにやるので、これでは金額的に無理。わたしたちにどういう形でお金が支払われるのか、あなた方に理解してもらうことが大事である。すべてのケースでわたしたちがもらうのは成功報酬。最後に出てきた金の総額のなかからパーセンテージで支払われる。もし敗訴すれば、そのケースは放棄するしかなくて、金が全然入らない。通常の報酬は25%。わたしたちがやった事件では最低で5%ということもあるし、3分の1というときもある。普通は25%。この事件を考えた場合、5万ドルくらいの報酬しか入ってこない。わたしは、勝つためには20万ドル分くらいの時間を使わなければならない。だからわたしはこの事件はできない。不公平さは残る。これで戦えないという不公平さが残るといのは事実だ。

我々の事務所は12人弁護士がいて、5人が人身事故、自動車事故のケースしかやらない。4人がクラス訴訟。3人が他の特別なプロジェクトがあるときにやるという感じ。

ケース4について。

死んだ人については総額250万ドル、500万ドルがけがをした人。全部で400万ドルくらいあればできるケースではないか。個人でこれに関わった人は簡単にわかるかもしれないし、このようなケースを提訴する前に、この分野の専門家と話をしたい。過失としてどのくらい成り立つのかどうか、感性的なものを得てみたい。もし感性的によい過失の事件であるとすれば、非常によいクラス訴訟の事件になる。もちろんそれは前提としてこの鉄道会社が金を払えるとしてだが。

ケース5について。

対象者が何人いるかが非常に重要な鍵になる。ここでいう「some」とか「many」が何人くらいなのか。完全に人数がわかる必要はないが、概算は必要。経済的観点からみなければいけない。私の事務所ではいくつも食中毒の事件をやったことがある。その中の1つはあまり金にならなかった。人数があまりにも少なすぎた。良い面を見ると、クライアントにとってはよかった。その事件で判例を作った。その判例をあとの事件に使うことができた。ケースによっては経済的な観点からは得をしないが、いま振り返ってみると、学習としてはすごく良かった。

質問2(5) 総額賠償 (Aggregate awards of monetary relief (Section 29 of CPA))

金融に係る事件は総額賠償に適している。損害を数学の計算式で計算できるのであれば総額賠償は可能。人身傷害の事件については、一人一人が個人の損害を証明しなければいけないのが原則。総額賠償ではそういうことはできない。たばこの事件では不当な利益を取り上げる。それは総額賠償ということになる。

Q 別紙1のケース1は使えないか？

使えることは使えるのではないか。2つの見方ができる。1つは総額賠償ではないという見方もできるだろう。100ドルを1万人の一人ずつに払えということもできる。データベースがもしないと仮定した場合、一人一人前に被害者が出てきて、請求しなければいけないことを想定すると、1万人全員が来ることはないだろう。被告の方がまだ利得が残っている。損害がいくらかもわかるわけだから、数学を使ってできるわけだから、裁判所に来れる場合には総額賠償をしてくれと、100万ドルを、100ドルを取りに来た人にはあげるというふうにする。残りについては、来なかった人の分、それはチャリティーに行く。

Q 被害者が請求する期間は決まっているのか？

期間は重要になってくる。必要かつ十分な通知をすることが大事。締め切りを合理的に決めることも大切。このようなケースでは、締め切りはだいたい3か月から1年。2年や3年経ってから来る人は必ずいる。裁判システムとして、どこかで確定することが必要。締め切りを決めることが1つ重要になってくる。たまには少し別のファンドを作って、遅れてきた人にはそれをあげるということもしている。

Q 事件数のうち、総額賠償が可能となるケースはどのくらいあるのか？

カナダではあまり多くないはず。わたしの意見としては、ほとんどの事件はいくらかという各当事者の損害を計算できるはず。それは個別にちがうわけであるし。

Q 和解を総額賠償的にやっているのが多いのはなぜか？

区別をきちんとしておく必要がある。カナダでは和解に関しては総額賠償的なものが多く使われている。人身傷害についても、電車が脱線したケースでも、鉄道会社が和解するには、和解金のファンドを作る。和解は総額賠償に見えるかもしれない。それは裁判官が判断して総額賠償をしたわけではなく、トライアルにはいっていない状態で和解としての金額。和解のステージでは両当事者が好きな形で作れる。

Q 被告からすれば、請求してきた者にだけ支払う、という和解の方が有利と思うが、どうして総額で和解するのか？

被告側からしたらこの問題全部でいくらかという総額を確定したい。特に保険会社が払うという場合には、確定的な金額に重きを置く。場合によっては和解は本当の価値よりも低い金額でまとめることもある。保険がない場合もあるから。最近、証券に関する訴訟で和解した。総額の請求は見積もりでいうと、2千万ドルくらい。でも保険は5百万ドルしかない。だから5百万ドルで和解した。いろんな要素があって決まっていく。被告側としてはいくらかが総額なのか重要。もちろん例外はある。最近、政府に対しての事件を和解した。人身傷害のケースであった。その中では請求手続があって、計算方法もあった。金額は3000ドルから15万ドル。そのけががどの程度かに応じて決まった。政府のものでは請求されたら全部払うという形のものもある。でも保険会社の場合、請求がきたら支払うという賠償方法でのリスクはとりたくない。来たら払うというのではなくて、トータルが決まっているほうがよい。

Q この規定は原告側に有利な制度と考えられるのか？

利益になると思う。ケース1をみると、2つの可能性がいくつある。1つは申し出てきた人だけが金をもらえる。2つ

めの方法は総額賠償の方法。総額賠償すると百万ドルになる。わたしの事務所が訴訟を進められるという金額に達している。もしそれがないとすると、すなわち申し出る人だけに払われるということになってしまうと、少額なので事件としては進めようがなくなってしまう。

Q この規定があることによって、和解がしやすくなっているということか？

そうだ。和解を容易にしているとは思う。さっきのたばこのケースだが、もし29条がなければ、事件をもってくることはできなかったからね。訴えが提起できなければ和解もできない。

Q 30条の統計的立証の具体例は？、自身の経験あるいは聞き知った例でも。

これは知っておいていただきたいのですが、民事訴訟の5%より少ないものが、クラス訴訟も含めて、事実審までいく。クラス訴訟も同様。カナダでのクラス訴訟において、トライアルにいったもので30条を使ったものは知らない。もちろん便利な手段だと思うが、実際のトライアルで使われたのは知らない。結局、ほとんどトライアルにいかないから。

95年からクラス訴訟をやっているが、B・C州でわたしが最初にやり始めたと思う。この法制度は95年にできた。しかしわたしが初めてトライアルしたのは2009年で、敗訴してしまった。負けるのはわかっていた。負けるのをわかっているにもかかわらずはいけないときがある。もうそこまでやってしまったのでしょうがない。トライアルは10日間だった。

Q もし総額金銭賠償に関する決定がなされた場合の執行方法は？

裁判所の命令をもらって、支払わなければ、またさらに命令書をもらって、強制執行をかけていく。他の事件と変わらない。

Q 代表原告がそれをやることになるのか？

代表原告がやることになる。もし判決が払われないとわたしにも払われないことになるので、こちらもやる気満々となる。

財産開示の請求もできる。

Q 和解 (Settlements) で終わるのがほとんどか？

かっちりした統計はだれも持っていない。わたしの個人的な見積もりだが、正しいかどうかわからないが、訴えの提起をした50%のクラス訴訟が成功しない。50%が和解や判決をもらえない。つまりクラスメンバーに支払われなくて、弁護士も支払われないケース。あるときはクラス認証がもらえない。それで終わるので経済的になりたない。

被告側が訴えの要件について異議を申し立てている場合、ある場合には訴えを提起してやっていく途中で形勢が不利なことがわかることもある。証拠がわたしたちに有利ではない、専門的な意見をもらったが自分たちにあまり有利なものが出てこなかった場合、そういう場合にはケースを諦めなければならない。50%うまくいく場合のうち、ほとんどは和解で終わる。非常に少ない数だが、トライアルに行くことで結果を得ているものもある。うまくいくケースはほとんどが和解で、どれだけ獲得したかによって決まる。

人によってはクラス訴訟は全部和解によって解決するという。その人たちはうまくいかなかった50%の部分を見逃しているのではないが。

Q 和解による分配は具体的にどのようにするのか？

どのような事件かにもよる。共通する性質としては、administrator（管財人）を必ずおく。役割としては、まず請求を受理をして、和解する条件にあうかの適用をする。どのくらいの請求金額になるかを条件にしたがって決めていく。いくつかの請求は administrator によって簡単に処理できる。簡単な処理ができるものは数学的に計算できるというケースであろう。

人身傷害の場合は非常に難しい。困難さの程度は、和解の金額の大きさによっても変わってくる。人身傷害の程度があまり重大でない場合、一つ一つの支払いが少ない場合、簡略化された手続きが行われる。一人一人に対する和解の支払いが100ドル、1000ドルになる場合。一人一人が受け取る金額が大きくなればなるほど判断が難しくなるから、支払いも難しくなる。

Q 後遺症や将来の損害に関して計算しなければいけないからか？

そうだ。

Q その場合、被害者個人は administrator のところに資料をもっていけないといけないのか。それは個人でやるのは難しくないか？

まず請求手続きにおいて、定まった様式の内紙がある。そこに記入することと、それに何を添付書類として出さなければいけないか記載されている。もしそれが非常に難しいクレームプロセスだと、いろんな書類を添付せよということになってしまうと、たとえば医療記録が必要とか、そういう場合には弁護士の助けがないとなかなか請求ができないことがある。そういう事件で弁護士が介入しなければいけない場合、各弁護士がさらに費用を請求することができる。もちろんそれは強制されているわけではない。どうしても必要かは、ケース・バイ・ケースである。

Q 当事者、裁判所はどういう要因で和解をするのか？

リスクだろう。原告は敗訴すること、何も得られないこと、被告側にすれば敗訴すれば、すごい金額を払わなければいけなくなること、評判が傷つくこと。当事者がそういうリスクをどのようにコントロールするかという問題になる。

裁判所は直接関わっているわけではない。原告と被告が和解をする。裁判所で承認されなければいけない。裁判所は和解案を見てクラスのために役立つかどうかで判断する。90%のケースでは和解は承認される。10%については内容の一部について問題があるという考え方を示される。当事者はそこからいったんひいて、新しい条件を交渉する。裁判所が問題視している部分を修正して、また承認を裁判所に求める。

Q クラスメンバーのうち実際に請求を出す人の割合は？

ほとんどの場合にどのくらいの人が事件に関心を持っているかはわからない。どのくらいの人が、それで請求を登録しにくるかもわからない。どのくらいの割合の人がくるか（take up rate）アメリカではその統計がきちんとしている。証券についてはきちんとしたものが用意されている。当事者が和解協議しているときに、見積もりを作ってどのくらいのクラスサイズになるのか、何人くらいくるか、話し合いをする。見積もりはほとんどの場合、高すぎたり低すぎたりする。そういうことになりかねないから、和解の中にそういう場合にどうしたらいいかというメカニズムを組み込んでおく。低すぎるのは簡単に対応できる。総額賠償の和解で全体がいくらか決まっている場合、take up rate が低い場合には全体ではもっと金をもらえる。和解によっては、残った金が被告に戻ってしまう場合もある。1つ目の方法は余ったものをみんなで分配（再分配）、2番目は被告に戻す、3番目はチャリティー。低い割合しか来なかった場合にはそういう方法がとれる。

これが高い場合には、ちょっと難しくなる。和解によっては、みんなが少なくもらうことになる。ある和解の場合

には、上限額までいったら被告がもう少し払うような形になるものもある。他のやり方としては高すぎた場合には、和解を取消してしまう。一人一人がもらえる金額が少なすぎて、アンフェアになってしまうからだ。

Q あまり請求を出す者が見込まれない場合でも被告は和解をするのか？

もしあまりにも低いときだったら被告に戻る、という和解。ちょっとしか金を払わない。あとは戻ってくるわけだからそれでいい。

Q そうすると、事業者の行動をただすという目的は達しにくくなるのではないか？

そうかも知れない。裁判官の中では嫌いな人もいる。

Q 被告に戻るの、裁判所の承認を得にくいのか？

承認を得るのは難しい。

Q take up rate に関して原告側はどれだけ資料を手に入れているのか、顧客名簿等々は入手しているのか？

事件による。この水に何か問題があったと仮定しよう。この水を買った人のリストはない。でも、何本売れたかはわかっている。人口がどのくらいいるかはわかる。この水の和解があるとすれば、広告を出して請求を出す人いるか、申し出てくれ、とやる。百万本売れたとする。一人20ドル払うといった場合に、20ドルくらいでは、出てこない。1000ドルといったら、たくさんのがくる。それはもういろんな要素を組み込んでやるので、目の前にある情報をもとにして、推測するしかない。

Q 代表原告と和解について意見が対立した場合、どうするのか？

B・C州で、1つそういう問題を巻き起こした有名なケースがある。クラスの弁護士が代表原告に相談しないで和解をまとめてしまった。代表原告はその和解が気に入らなかった。で、わたしの事務所を雇って、クラスの弁護士と話し合いをさせた。ちゃんとした和解、納得いく和解をもらうようにした。クラスの代表弁護士がもう一度交渉するのを拒否した。裁判所に申請して、解任した。で、わたしたちが代理人になって、もっとよい和解を交渉できた。わたしたちはクライアントの命令を聞く。わたしたちはクライアントに命令をしない。判例によると、もし、そういう利益相反がある場合には弁護士は裁判所に必ず話をしにいかなければならないことになっている。

Q 95年に法律が出来るまで経験がなかったのに、どうしてクラス訴訟をやるようになったのか？

93年頃に豊胸手術に関する案件を20件くらい抱えていた。それで個々にやっていたはどうしようもないので、法律を作ってくれと政府に働きかけた。そうしたら意見書を提出しろというので94年に提出した。すると95年に立法化された。

95年8月1日にクラス訴訟に関する法律できて、その日に3件提訴された。うち2件が私たちの法律事務所が提訴したもの。1件は政府が提訴したものだった。

以 上

訪問先 Brenner ADR

聴取日時：平成 22 年 9 月 29 日（水）9:00 ~ 11:00

聴取場所：Brenner ADR

聴取相手：Mr. Donald Brenner

聴取者：江野栄、大高友一、佐々木幸孝、本間紀子

通訳者：鈴木淳司

質疑応答

はじめに

わたしは、1 年前からこの法律事務所に所属している。その前は、17 年ほど裁判官を務めていた。Supreme Court の裁判官で、最後にはその首席をやっていた。一般的な裁判管轄なので、家族事件や刑事事件、クラス訴訟も含め、いろんな事件を扱っていた。

あなたたちの国がクラス訴訟を作ろうとしていることは理解している。今回の調査で、北アメリカでどういうことが行われているか、情報を探しているのでしょうか。北アメリカで犯した間違いをおこさないようにと考えているのでしょうか。

ざっと質問書を見たが、質問の大部分は弁護士からの観点に見える。わたしが裁判官になったのは 1992 年で、ブリティッシュ・コロンビア州のクラス訴訟は 1995 年にできた。わたしは、裁判官としてクラス訴訟に関わったことはあるが、弁護士として関わったことはない。

クラス認証について

- 1 クラス認証を得るための重要なポイントは、クラスメンバーとなるであろう人たちの間に、1 つ以上の責任についての共通争点があるかどうかである。損害ではなくその前の責任の部分だが、ここがクラス訴訟として認められるかどうかの分かれ目となる。

もちろん、クラス訴訟として認証されても、各当事者は損害を証明しなければならない。

総額賠償のことはひとまず脇に置いて、1 つ以上の共通争点があるかどうか、各ケースを見ていきましょう。

- 2 ケース 1 について

ケース 1 はクラス認証を得ることができるだろう。1 人 1 人の顧客が違法な金をチャージされていて、その問題は 1 万人の顧客全員に共通していることから、共通争点があると言える。

- 3 ケース 2 について

ケース 2 についても、おそらくクラス認証を得ることができるだろう。1 件 1 件の被害額は少ないものの、多くの人に、適切ではない方法で運賃が課されている。クラス訴訟としては、とても適切な例と言える。1 人 1 人が 50 セントについて訴えることはできないが、たくさん人を集めれば、訴えることが可能となる。小さな額でも同じような問題が何回も繰り返されるようなケース、クラス訴訟はもともとこういう事案を対象にしているのだろう。

- 4 ケース 3 について

ケース 3 も似たような事例であり、虚偽表示があって、1 万本のワインが売れている。基本的にはそこに共通の

論点がある。

5 ケース4について

- (1) ケース4は興味深い。クラス訴訟として認証してくれという議論が目につく。しかしながら、ケース4は、ケース1～3とは違う。ケース1～3はクラス訴訟に適したケースだが、ケース4はクラス訴訟に適しているとは思わない。1人1人の原告は、クラス訴訟を特に必要としていない。1人1人が鉄道会社を訴えて、問題なく解決できる事案である。弁護士に聞いたら、ケース4は問題なくクラス訴訟になると言うだろうが、わたしはそうは思わない。

このような事例は、北アメリカの裁判所におけるクラス認証がいきすぎていると思う。わたし自身も、鉄道事故の事案を扱ったことがある。50人が死んで、150人が怪我したというような事案だったが、これくらいの人数であれば、クラス訴訟にせずとも、共同原告として提訴すればいいだけの話である。

わたしの偏見かもしれないが、クラス訴訟はケース1～3のような事案に使われるべきものである。

- (2) 以上は、ブリティッシュ・コロンビア州の高等裁判所で出された判例に基づいて述べている部分もある。率直に言うと、高裁ではクラス認証されたが、1審の裁判所に戻したときに裁判官がクラス訴訟として進行できないような事件があった。不法行為に基づく損害賠償請求事件で、何百人もの原告がいた事案で、性的暴行が過去何年にもわたってある施設で行われたという内容だったが、原告全員が一緒にその施設に行ったわけではなく、バラバラに行っていたことから、わたしの考えでは、そこに共通争点を見つけるのは難しい。
- (3) ブリティッシュ・コロンビア州の裁判管轄内では、鉄道がよく利用されているが、鉄道事故の場合、通常は鉄道会社に責任原因がある。したがって、原告側にとって大きな立証の負担となることはないだろう。ただ、鉄道会社が予見できないような事態が発生した場合には、立証責任が転換される。

また、実際には、原告側の弁護士が事件を集めたりしている。2～3人の弁護士が、50人くらいの共同原告を代理している。わたしの感覚では、そのような共通の事件は審理を併合して、1つの裁判ではあるが、証拠は共通という形で、事件は別にする形で進めるべきである。

6 ケース5について

- (1) ケース5は、伝統的な事案である。ただ、誰をクラスメンバーにするか等、いくつかの問題点がある。原告側の弁護士が、クラスメンバーについてプランを作らなければならないし、その広告を作ったり、クラスメンバーがどこにいるかを特定する必要がある。

- (2) 通知・広告の方法について、北アメリカでは、弁護士が積極的に proposal を持ってくる。通常は、原告側と被告側の弁護士が、事前に一緒に協議をして proposal を作成し、裁判所に持ってくる。もしそれに同意できない場合には、裁判所は拒否する。裁判所は、両方の意見を聞いて、決定する。裁判所はそれしかできない。事件は1つ1つ違う。

(裁判官は)大陸法系はアクティブかもしれないが、コモンローの方はそれほどアクティブではない。大陸法系では裁判官が非常にアクティブで、コモンローでは弁護士が仕事をして、裁判官は審判役に徹し、弁護士が出してきた申請書を判断して、それが法に適合するかどうかを確かめる。

一般的に述べたが、わたしの経験でも同様で、ほとんどの仕事を弁護士がやり、裁判官は法律に適合しているかどうかを見て判断するだけの立場である。

- (3) これまでの経験上、弁護士から提案されたものを認めなかったことはない。

共通争点でトライアルまでいくのはごくわずかで、ほとんどの事件は和解になる。もちろん、クラス認証のところで激しい争いになるケースもあるが、ほとんどは和解する。

クラス認証の申請書に同意するかどうか、クラス認証の申請と同時に和解するかどうか、原告側弁護士費用の申請、この3つが同時に提出されることがある。すべての事件でこのような手続をふむかどうかはわからないが、どのくらいで和解に至ったのかや、どのくらい闘ったのか等、詳しいことは弁護士に聞いてほしい。

7 クラス認証されるまでの期間について

- (1) クラス認証が認められるまでの期間については知らないし、わからない。弁護士がタイミングをコントロールしている。訴えの提起からいつクラス認証されるかは、弁護士の手の中にある。その時間の中で、原告はクラス認証されるように動き、被告はクラス認証されないように動いている。

ケース1～3の場合、被告はクラス認証されないよう奮闘する。個々の被害額が50セントであれば、クラス訴訟でない限り、個々人が絶対に訴えて来ないの目に見えている。被告側の弁護士は、クラス認証で勝つか負けるかのアセスメントをする。ケース1～3のような事案であれば、おそらくクラス認証される(負ける)と、クライアント(被告事業者)に伝えるだろう。そうすると、あとはどういう和解ができるかという話し合いに移行していくだろう。このようなケースで、クラス認証で闘うということはおそらくおきないだろう。

和解に至れば、裁判所が見るのは、原告被告双方同意のうえでのクラス認証の申請、和解、原告側弁護士費用である。は条件付きで、裁判所が同意しなかった場合、の和解も無効になる。

- (2) 法律上は、90日以内にクラス訴訟として認めるかどうか判断するとされているが、それが実際に守られていない理由がどこにあるのか、わたしは知らない。弁護士にしかわからない。裁判所は、当事者の弁護士ができるようであれば、いつでも準備できる。

原告側の弁護士は、訴えを提起した場合、なるべくクラスを大きくしたい、代表原告の人数を増やしたいという意図があると思われる。クラスが大きくなればなるほど、被告側にはプレッシャーになるだろう。一方の被告側は、クラス認証されない(勝てる)かもしれないから、その可能性を探っているのかもしれない。そこで和解の話が行われているはずである。

もし、クラス訴訟として認証され、裁判所が和解を承認した場合には、その和解はクラスメンバーを拘束することになる。クラスメンバーは、オプトアウトしない限り、拘束される。

この点は、被告にとってもメリットとなる。ケース1の場合、銀行に落ち度があったケースだが、クラス訴訟で解決すれば、銀行にとってもこれが最終的な解決策となる。

- (3) いずれにせよ、裁判官は氷河みたいなもので、水の上の5%しか見ていない。その下のものは見えない。詳しいことは、弁護士に聞いてみてほしい。

和解について

1 和解の承認について

- (1) 和解に関して、裁判官の役割はあまりない。当事者の弁護士たちが交渉して、協議の結果、まとまった和解の承認を求めに裁判所にやってくる。弁護士双方が同意すれば、裁判官が否定する確率は非常に低い。和解を承認するかどうかは、内容が公平かどうか、合理的かどうか、クラスメンバーにとって一番利益となるかどうかのポイントとなる。

- (2) わたしの経験では、クラス認証の申請と、和解の申請が同時に提出されるケースが90%以上である。それが和解の現実である。

実際には、共通争点のトライアルがごく少数の事件で行われているが、皮肉っぽく言えば、どうやって原告を見つけるか、どうやって共通争点を見つけるか、どうやって訴えを起こすか、どうやって和解をするかが一

連のビジネスである。

もちろん、クラス訴訟になるケースのほとんどは、クラス訴訟でなければ、事件にならないものばかりであるから、それが悪いとは言わない。

- (3) 双方同意のクラス認証の申請を、裁判所が認めなかったケースはある。前述した、高裁にいった事件だが、一審の裁判官は共通争点を見つけられず、クラス認証を認めなかった。しかし、高裁でひっくりかえされた。

ただ、こういうことはあまり起きないはずである。わたし自身の経験では1件もない。そもそも、クラス認証がもらえるかどうか分からない事件はやらない。

2 和解の履行について

和解がきちんと履行されているのかにつき、基本的に、裁判官が関わることはない。

何か問題が発生すれば、例外的に、関わることはある。たとえば、和解が約束されていたとおりに進行しなければ、原告側弁護士が、改めて、申請をしてくることはある。

3 Claim Administrator について

わたしは、Claim Administrator の経験はないので、裁判所が Claim Administrator を監督する立場にあるのかどうかはわからない。

なお、別の事件で破産管財人を扱ったことはある。裁判所が任命した者は、裁判所の職員という形になり、裁判官が、管財人の選任から解任まで、完全にコントロールすることになる。管財人がきちんと仕事をしなければ、裁判官は解任することもできる。

4 和解内容のチェック

わたしの経験では、和解を検討し直してくるよう、命じたことはない。

実際、裁判官が和解を承認しなかったケースはある。おそらく、被告事業者が原告側弁護士とクラスメンバーにいくらくらい支払われるのかを見て、原告側弁護士にいきすぎだということで承認が拒否された事例だろう。

その他に、承認が拒否される例としては、複雑な条件が付された内容の和解案が考えられる。わたしの経験では、消費者事件で、現金ではなくクーポンでの和解が提示されたことがあった。クーポンをあげて、安い値段で被告事業者の商品を買わせる。被告の行動によって損害が生じているのに、原告らにもう一度被告事業者の店で物を買えというのは、なかなか興味深い。

今年の初めころ、大きなクラス訴訟を仲裁したのだが、その和解内容は、現金とクーポンだった。原告側はその内容で良いということだったが、被告事業者は、原告らクラスメンバーともっと継続的な関係を築きたい、その機会を与えて欲しいということで、現金とクーポンの併用という形で和解をした。クーポンによる和解がすべて悪いというわけではなく、このようにクーポンを活用した和解もある。

5 和解金が余った場合の処理について

- (1) 基本的に、take up rate (クレームの申請率) は非常に低い。それゆえ、被告事業者は、和解交渉の過程で、もしお金が余ったら被告事業者に戻してほしいと必ず主張してくる。

裁判官が気をつけなければいけないことは、たとえば、両当事者が、10 ミリオンの和解の承認を求めてきて、結局、1 %の被害者しかお金を取りに来なかったとしても、原告側弁護士の報酬は10 ミリオンを基準に定められるということである。

- (2) 余った金を被告事業者に戻すべきなのか、それとも近似賠償 (cy-pres) でチャリティに寄付すべきなのか、簡

単には答えられない質問だが、クラスメンバーに分配すると1人2ドルずつとなるが、その分配に1人25ドルかかるのであれば、分配する意味がない。cy-presで組織的に分配するというのが1つの方法だろう。

最近、カナダ中を巻き込んだ事件だが、トロントで和解をしたケースがある。原告側の弁護士が、どこの病院に寄付したらいいかわたしにコンタクトしてきて(わたしは、パートタイムで、カナダで一番大きな基金の副会長も務めているので)、結局、和解金は癌専門の病院に寄付されることとなった。

- (3) 訴訟によって人の態度を直す、正すということが果たして可能かという、わたしは否定的な見解である。

原告側弁護士は、いつも、被告事業者を訴えるのは金のためだけじゃないんだと言い、たしかに原告側の弁護士は何かを変えるということを念頭において活動しているのかもしれないが、わたしは、保険会社の仕事を被告事業者側として20年ほどやってきた。被告側弁護士の観点かもしれないが、わたしのクライアントである保険会社は、訴えられたからといって、あまり態度は変えていない。態度は他の理由で変わるのではないか。たとえば、トヨタがいま態度を変えているのは、裁判を起こされたからではなく、もっと車売りたいからというのがその動機だろう。人(会社)が態度を変えるのにはいろんな理由があるが、訴訟ではなく、他の理由によるものだと思う。

被害者の損害を填補することが不法行為の基本であって、被告の態度を変えることではないのではないか。

オプトアウトについて

- 1 クラス訴訟の制度は、州によって若干異なるが、オプトアウトをするためには、その旨、表明しなければならない。もしオプトアウトすることを表明しなければ、和解に拘束される。

なお、ブリティッシュコロンビア州外の居住者は、ブリティッシュコロンビア州で行われるクラス訴訟にオプトインができる。

また、他州の居住者もオプトアウトしない限り、和解に拘束されるという規定になっているところもある。

- 2 オプトアウトする確率は、極めて少ない。

総額賠償について

- 1 総額賠償については、あまりよく知らない。そもそも、わたし自身、経験がない。わたしが和解を承認したのは、すべて、1人1人に分配する形での和解内容だった。

ただ、総額賠償の問題点は理解している。たくさんの被害者がいて、でも個々の被害者にはごく僅かなお金しか配分できないような場合、前述したように、2ドルの金をあげるのに25ドルかけていいのかというような場合、分配コストが高くてcy-presが妥当するようなケースがある。

- 2 総額賠償の規定が存在することは有用である。事案によっては、この方法でしか分けられないものもある。

- 3 被告事業者からすると、蛇口を完全に止めたい。原告側は、お金をもらわなければならない。原告側には、クラス訴訟によって、公平で、合理的で、クラスメンバーにとって一番良い利益をもらおうという意義がある。

このように、お互いの思惑が緊張関係にある。総額賠償の規定の有無によって、和解が促進されたり、あるいは和解をまとめるのが遅くなったりするということはないのではないかと。あくまでも、お互いの緊張関係の中に総額賠償という1つのやり方がある、それが一選択肢として存在しているということにすぎない。

- 4 一般的に言って、カナダのクラス訴訟システムはきちんと機能していると思う。クラス訴訟がなければ解決できなかった問題を、解決できていることは素晴らしい。

クラス訴訟が嫌いな人は、おそらく、クラス訴訟は行政による規律に代わるものであって、複雑すぎて信頼できないと言うだろう。

クラス訴訟がどのような分野でどの程度使われるか、裁判所や立法者は注意しなければいけない。伝統的にクラス訴訟として使われるべき事案として、製造物責任の有無を争うものや、1つのイベントが起きて多くの人が同じような方法で傷ついて損害を受けたが、1人1人の損害額は非常に少なく、1人1人では対応できないようなケースがあげられる。

総額賠償の是非は、社会が決める問題であるかもしれない。結局のところ、社会的観点や世論で、このような形での損害賠償を認めるかどうかにはいきつくのではないだろうか。

まず最初に、総額賠償を認めるのかどうかを決め、もし認めるとしたらどのような制度にするか、一番良い方法は何か、考えていくことになるだろう。是非がらばってほしい。

被害者が特定できないケース（ケース4・5）について

被害者が特定できないような事案の方が、クラス訴訟にふさわしいと言える。被害者がどのような者かは、広告等である程度は確定できる。このような事案を扱うかどうか、具体的にどうしたらいいかは、弁護士に聞いてみてほしい。

同時複数提訴について

- 1 歴史的な話からすると、ブリティッシュコロンビア州でクラス訴訟の法律が制定されたのは1995年だが、当時は、ケベック州、オンタリオ州、ブリティッシュコロンビア州の3つにしか制度がなかった。したがって、クラス訴訟は上記3つの州のどこかで提起されることから、その当時は、弁護士、裁判所の間で協力関係があった。

その後、他の州でもクラス訴訟制度ができてきて、徐々に協力関係が難しくなってきた。

現在、裁判所が直面しているのは、carriage motionの問題である。どの弁護士が原告側弁護士になるか、どの程度、クラス訴訟で自分たちが利権を得るのか、弁護士たちの中で争いになる。そのような争いが同じ管轄内でおこる場合もあるし、他州とブリティッシュコロンビア州のそれぞれで提起されて問題となることもある。裁判官は、弁護士同士のそのような争いを見物している。

Mr. Branch は、カナダの弁護士会で、原告側弁護士の争いを公平に解決する方策を考えたりしている。具体的な内容は Mr. Branch に聞いてみなければわからないが、裁判所としては、そのような救済策を歓迎している。

- 2 carriage motion は、どの弁護士が当該クラス訴訟の原告側弁護士になるのかについて、裁判所に対して行う申立てである。

もし原告側弁護士の間で合意できなければ、最終的には裁判所が判断をくだすことになる。もっとも、通常は、原告側弁護士の間で話ができていて、裁判所が判断することはあまりない。

carriage motion は、最近、出てきた問題であり、わたし自身、判断した経験はない。

- 3 当該クラス訴訟の原告側弁護士として選ばれなかった弁護士は、当該クラス訴訟からは退場することとなる。その後、何らかの形で関与しているのかどうかは知らない。

以上

訪問先 Branch Macmaster LLP

聴取日時：平成 22 年 9 月 30 日（木）16:00 ~ 18:00

聴取場所：Branch Macmaster LLP

聴取相手：Mr. Ward K. Branch

聴取者：江野栄、大高友一、佐々木幸孝、本間紀子

通訳者：鈴木淳司

質疑応答

クラス訴訟に適する事案はどのようなものか（事例をもとに）

- 1 ケース 1 はクラス訴訟に適している事案である。

わたし自身も、過去、このようなケースを扱ったことがある。このように、クラス認証されることが間違いないようなケースであっても、被告側事業者は、クラス認証されると困るので、争ってくる。

- 2 ケース 2 は、クラス訴訟として認証されるだろう。

判決が出た場合の分配方法が問題となるが、近似賠償（cy-pres）で支払うことが考えられる。個々の被害者に実際に支払われる額が、分配に要する手続き費用より低い場合には、cy-pres により分配するのが一般的である。

最初から cy-pres になることを見越してクラス訴訟を提起することもある。チョコレートの値段について価格カルテルを結んでいるケースを扱っているが、個々の消費者は、チョコレートを購入した際のレシートなど取っておかない。おそらく、このケースは cy-pres での分配になるだろう。

また、このようなケースで、行政が訴訟提起することはほとんどない。権限はあるものの、マーケットは小さいし、人的資源もアメリカの 10 分の 1 程度なので、アメリカほど活発ではない。原告側の弁護士の活動でギャップを埋めているのが実情である。

- 3 ケース 3 は、クラス訴訟として認証を得るのは難しいだろう。

表示偽装は、詐欺が成立するかどうか、1 人 1 人特有の事情があることから、クラス認証を受けられる可能性は低くなる。

- 4 ケース 4 は、クラス訴訟として認められるべきである。

1 つの損害から発生した 1 人の損害が 20 万ドル以上の場合、各人が弁護士を依頼するのに金銭的に問題はないことから、クラス訴訟にする必要はないというオンタリオ州の判例^{*46}があるが、クラス訴訟にしたとしても、請求額が大きい場合、自分でやりたいのであればオプトアウトして個別訴訟を提訴することもできるのだから、ケース 4 はクラス訴訟として認めるべきである。

なお、ブリティッシュコロンビア州では、リーガルエイドが利用されているのは、基本的に家事事件と刑事事件

*46 Abdoool v. Anaheim Management Ltd., 1995 CanLII 5597 (ON S.C.D.C.)

<http://www.canlii.org/en/on/onscdc/doc/1995/1995canlii5597/1995canlii5597.html>

なお、あくまでも、このような判例があるということであって、ルール化されているわけではない。

のみである。クラス訴訟の場合、それなりの金額になってくれば、弁護士が魅力を感じて受任するので、実際のところ、リーガルエイドを利用する必要はない。

5 ケース5は、クラス訴訟になるだろう。

実際、現在、あるレストランで菌が出してしまった事件で、被告側代理人として受任している。クラス訴訟になることはほぼ間違いのない事案で、実際、クラス訴訟にすることを合意した。

クラス認証 (class certification) について

1 クラス認証されるまでの期間

法律には90日以内に決定すると書いてあるが、実際には18か月くらいかかっていると思われる。たとえクラス認証されるのが確実な場合であっても、被告側が異議を出したり、様々な申立てをするなどして、クラス認証を遅らせるのが通常である。ケース5であっても、6か月くらいかかるだろう。

2 クラス認証における争点

- (1) 第一に、裁判管轄が争われる。被告側が、請求を明らかにせよ、特定せよとの申立てをして、代表原告の反対尋問を求める。これは、法律の要件にはあてはまらない申立てである。
- (2) さらに、出訴期間の問題もある。ブリティッシュコロンビア州では、出訴期間は基本的に行為のときから2年である。但し、多くの例外規定があり、これらに該当する場合には、出訴期間を後ろにずらすことができる。

3 クラス認証される割合

ブリティッシュ・コロンビア州では、クラス訴訟として提起された訴訟のうち、約65%がクラス認証されている。これは、カナダ全体の平均値よりも、やや高い数値である。

クラス訴訟を利用する事件の選別について

1 原告側弁護士が受任するにあたって考慮する点

ブリティッシュコロンビア州では、完全成功報酬制で事件を受任するのが一般的である。原告側弁護士は、デューデリジェンスをして、裁判を提起する前に、クラス認証を得られる事案なのかどうか、勝訴判決をとれる事案なのかどうかを、非常に慎重に検討する。

50%以上勝てると思うためには、上記のハードルを70%以上超えていなければならない。

2 代表原告の見つけ方

代表原告の方から依頼がある場合と、弁護士の方で代表原告を探し出す場合と、半々だろう。

カナダには、弁護士が、個人に電話をかけて事件の勧誘をしてもよいという判例がある。ただ、代表原告が、原告側弁護士の電話勧誘により提訴している場合には、裁判所は、代表原告にやる気があるのかどうか、代表原告が原告側弁護士に操られていないか、注意して見ている。

3 受任から提訴まで

他の弁護士が提訴してしまうかもしれないので、依頼を受けてから2か月以内に提訴するのが理想的である。

同時複数提訴の処理

1 同時複数提訴がなされた場合には、carriage motion という手続がある。裁判官が、どの事件の原告が一番強いが、どの原告が強い請求を持っているかを判断して、事件を選ぶ。ただ、実際のところは、評判の良い弁護士を選んでるのが実情である。

2 carriage motion で選ばれなかった場合には、事件はそれで終了である。

但し、場合によっては、一緒に事件をやることもある。その場合、どう役割分担するかは様々であり、片方が専門家の協力をとりつけ、片方がクラス認証の手続を遂行するということもある。弁護士費用も、パーセンテージで分け合ったり、お互いにどのくらいの時間を使ったかによって分け合うこともある。

財産保全について

被告となる事業者の経営状態が思わしくなく、仮に勝訴したとしても、請求額全額を回収できないと見込まれる場合には、そもそも、事件を受任しない。事業者の財政状態は、非常に重要な要素である。どのように判断すべきか、論文^{*47}としてまとめている。

クラス訴訟には、クラス訴訟パラドックスがあって、会社が大きなミスをした場合、その大きなミスのために、財政状況が悪化してしまうことがある。結局、大きな会社が小さなミスをした場合に訴えるのが、一番良いのだ。

消費者団体の動き

ケベック州を除き、カナダでは、消費者団体の力は非常に弱い。したがって、消費者団体と協力して、クラス訴訟を提起するという事はない。

なお、ケベック州には非常に強い消費者団体があり、ケベック州では、消費者団体自身が代表原告になることもできる。

ブリティッシュコロンビア州でも、法律上は、クラスメンバー以外も代表原告になれると規定されているが(CPA2(4))、ほとんど実例はない。

かつて、アルバータ州で被告側の代理人をつとめたことがあるが、その事件では、老人ホーム関係の団体が代表原告となっていた。老人ホームの入居者は弱者であることから、例外的に、当該団体が代表原告として認められたものである。

このように、クラスメンバー以外の者が代表原告として認められるのは例外的な場合に限られることから、通常のケースでは、きちんとした代表原告を準備する必要がある。

和解について

1 クラス認証と和解

クラス認証に概ね 18 か月かかると述べたが、和解交渉をしていて長くなることも、ときにある。

訴えられた被告は、戦ってくる事業者か、和解に応じてくる事業者か、いずれかである。戦ってくる事業者の場合には、異議の申立て等をたくさんしてきて長引くし、和解に応じてくる事業者の場合には、和解条項が複雑になりすぎて時間がかかる。

*47 Ward K. Branch and Won J. Kim The Wheat and the Chaff: Class Action Case Selection(Sep.2005)

<http://www.branchmacmaster.com/storage/articles/TheWheatAndTheChaff.pdf>

2 和解で終結する割合

ブリティッシュコロンビア州では、クラス訴訟のほとんどが和解で終結している。

ただ、クラス訴訟だけではなく、ほとんどの民事訴訟が和解で終結している。実際、統計をみると、クラス訴訟では90%、民事訴訟全体の95%が和解で終結しており、民事訴訟全体の方が高確率で和解している。多くの人々は、クラス訴訟に対して脅迫的なイメージを持っているが、統計からいくと、和解で終結する割合は通常の民事訴訟の方が多く、決して、クラス訴訟だから和解率が高いというわけではない。

通常の民事訴訟と、クラス訴訟とで、和解をする動機・背景にさほど違いはなく、クラス訴訟の方が和解額が高額というくらいである。事案によっては、被告事業者が自らの評判を気にして、和解するよりも、裁判で勝訴したいと言っている場合もある。

3 和解後の個々の消費者のクレーム手続きについて

- (1) take up rate (クレームの申請率) が低い (と予想される) 場合には、被告は、一括払いではなく、届出があった分だけ支払う (claims made) という内容の和解にすればよい。take up rate が低いからといって、それが必ずしも和解に支障を来すわけではない。何人届け出てくるかは、問題にはならない。

また、claims made の形で和解をする場合には、原告側弁護士に弁護士費用を一括で支払う形にするので、原告側弁護士に不満はない。また、お金をいれるポッドのようなものを作って、その中から、まず原告側弁護士が弁護士費用を受領し、次に届出のあった者に分配し、残った金は被告事業者に戻すという方法もある。

- (2) クラス訴訟制度ができたころは、原告側の弁護士費用が高くても認められていたが、最近では、裁判所も懐疑的になってきている。最近では、最初に、少しだけ原告側弁護士の弁護士費用を払っておいて、残りは後でどれだけクレームの届出があるかによって決めることもある。そうすれば、原告側弁護士が、take up rate をあげるように努力するからだ。

- (3) take up rate をあげるためには、クレームフォームをできるだけシンプルにする必要がある^{*48}。被告側は、take up rate が下がるよう、たとえば25頁くらいの長いクレームフォームを作成したりする。

我々が原告側の代理人をつとめた事件で、クレームフォームを1頁にしたケースがあり、それはtake up rate が40%くらいであった。通常のtake up rate が5%~35%ほどなので、40%というのはカナダでは一番高率と思われる。

take up rate をあげるもう1つの方策としては、インターネットで届出できるようにする方法がある。ただ、これだと多くの人が届出する可能性があることから、被告側は抵抗することが多い。

また、take up rate をあげるための方策についてプログラムを作っている会社があり、とても繁盛している。たとえば、性的暴行の事件で被害者が20代から30代の場合には、新聞に掲載するのではなく、クラシックロックのラジオ局で案内を流すようにと助言したりする。

裁判所も、通知の方法を重要視している。10年くらい前は、裁判所も広告を出せばそれでよいとしていたが、最近では、潜在的な被害者にきちんと通知が届くよう、裁判所も意を配っている。

- (4) 先述のtake up rate が40%の事件は、ケース1に似た事案で、1人の損害額は約100ドルであった。潜在的な被害者が少なくとも2万人くらいいて、そのうち約8000人がクレームの届出をしてきた。

*48 Charles M. Wright and Luciana P. Brasil THE IMPORTANCE OF "SCHEDULE F": HOW REAL ACCESS TO JUSTICE IS DRIVEN BY NOTICE AND CLAIM FORMS (Apr.2008)

http://www.branchmacmaster.com/storage/articles/The_Importance_of_Schedule_F.pdf

このケースでは、もし勝訴していれば請求できる損害額は 20 億円だったが、勝つか負けるか 50 % くらいの見込みだったので、10 億円で和解をした。

- (5) 被害者への和解金の分配方法だが、被告が銀行のケースで、クレームフォームで届け出させるのではなく、直接、被害者の預金口座に戻す形にしたこともある。この形だと take up rate は 100 % になる。
- (6) クレームフォームは、和解の中で決めるようにしている。以前は、和解の合意をした後に、クレームフォームの内容について協議していたが、被告側から take up rate を下げるべく、20 頁くらいのクレームフォームが出されたことがあり、そういった過去の苦い経験をふまえて、いまはクレームフォームの内容を確認したうえで、和解をまとめるようにしている。

4 通知費用及び原告側代理人の弁護士費用の回収

通知費用や原告側代理人の弁護士費用は、事案ごとに和解の協議の中で決めるので、和解額の中から充当せざるを得ないこともあるし、和解額とは別に支払ってもらえることもある。要は交渉次第で、ケースバイケースである。被告側事業者も、原告らが今後も顧客であり続ける場合には、今後のビジネスのためにむしろ払いたがるので、様々な交渉が可能である。

被害者の掘り起こし

どこの誰が被害者であるかわからないような場合には、広く、通知をしなければならない。こういうケースは、通知に要するコストが高くなる。

かつて、メープルリーフ事件（牛肉汚染の事案）というのがあった。代表原告となるべき者を見つけて、メープルリーフ社の肉を食べたという宣誓書を作成しなければいけなかった。多額の通知費用を要したが（20 万ドル～40 万ドルくらい）、結果として、たくさんの人が出てきてくれた。

また、ケース 5 のような事案では、無料の広告を使わせてくれることが多い。

ケース 2 において考えられる和解

- 1 このような場合には、近似賠償（cy-pres）での一括金を目指すだろう。実際、サンフランシスコでケース 2 と同じような事案があった。
- 2 実際の損害額はトータルで 3 ミリオンだが、和解額は 3 ミリオンよりも少なくなるだろう。個々の被害者に分配するわけではないので、原告側弁護士としても、交渉が難しい。

また、cy-pres でどこに和解金を分配するかも問題になるだろう。法律では、クラスメンバーに一番還元できるようなところに分配するようにとされているが、実際には、裁判官も原告側弁護士も被告側弁護士も、みな自分の好きな基金があるので、どこに分配するのか、協議が難航する。

その他にも、1 か月後に選挙を控えているというような場合にはまた状況が違ってくるだろうし、事件以外のファクターが影響することもある。
- 3 被告側からすれば、ケース 2 のような事案では、cy-pres での分配ではなく、クレームフォーム（それも少なくとも 5 頁くらいの）で個々の被害者に届け出させる形での分配が望ましい。このようなケースでは、実際に届け出する人はほとんどいないと予想されるからである。

実際、ケース 2 のような事案で、アルパータ州の事件だったが、クレームフォームを届け出る人が少なすぎて、ニュースになったことがあった。我々が被告側事業者の代理人をしていた事件で、相手方の原告側代理人が新米弁

護士で、こちらから 12 頁のクレームフォームを提案したところ、なんと 18 頁に増やして戻ってきた。和解は裁判官の許可が必要だが、この事件では裁判官もまだ新米で、チェックが甘かった。

- 4 ケース 2 の事案で、総額賠償を獲得することは可能である。原告側は、一括金をもらえれば、そこから原告側弁護士の費用も、通知に要した費用も回収できる。法律は、事実審の後に、裁判官が cy-pres にするかどうかの裁量を与えている。

総額賠償の存在は、和解への動機付けにもなる。被告側は、総額賠償になる危険性も考慮したうえで、和解するかどうか検討している。

オプトアウトについて

- 1 和解からオプトアウトする人もいるが、よくわからないままオプトアウトしてしまうのが実態である。政府を訴えるには、クイーンエリザベスを被告として訴えないといけないのだが、ある老婆がそれは無礼にあたると言って、オプトアウトしてしまった事例もあるくらいである。また、実際、オプトアウトした人で、クラス訴訟とは別に、自分で訴訟提起をして被害回復を試みている人など見たことがない。

このように、よくわからないままオプトアウトしてしまうのが実情であることから、和解をする際には、一度オプトアウトした人でも、クレームフォームを届け出た場合には、オプトアウトしなかったものとして取り扱う旨の合意を取り交わすようにしている。

- 2 仮に、個々の被害者が、クラス訴訟の和解に基づく分配金が少なくて不満であったとしても、オプトアウトしてまた別の弁護士を雇って請求していくよりは、クラス訴訟にのっかって、お金をもらった方が経済的に良いだろう。

アメリカには懲罰的損害があることから、オプトアウトして個人で訴訟を提起すればより多くの金がもらえるかもしれないが、カナダでは懲罰的損害は低いことから、オプトアウトして個人で訴訟を提起しても、もらえる金額はあまり変わらないだろう。むしろ、クラス訴訟の方が、手続きも早いし、作業量も少なくてすむ。

クレームの届出期間について

クレームフォームの届出期間は、和解の中で協議して定めるが、概ね、6 か月から 12 か月ほどである。もちろん、原告側としては届出期間が長い方が良い。

届出期間を過ぎた場合には、請求は認められないのが原則だが、届出期間に少々遅れた場合や、国外に被害者がいた場合等、裁判官が裁量で届出を認めることもある。

総額賠償について

- 1 ブリティッシュコロンビア州では、ほとんどの事件が和解で終わることから、そもそも判決までいくケースはあまりなく、数少ない判決の中でも総額賠償はない。

しかしながら、だからといって、総額賠償の規定が無意味というわけではない。クラス認証に際し、総額賠償に適しているかどうかは 1 つの考慮事情である。ケース 1 やケース 2 の事例は、実際、総額賠償に非常に適していると言えるが、通常、このようなケースでは、容易に和解がまとまることから、トライアルまでいくことがない。だから、総額賠償も出ないということである。

総額賠償の規定の存在は、クラス認証を容易にしている要素の 1 つであるし、和解を容易にしている要素の 1 つでもある。

2 わたしの感覚では、ブリティッシュコロンビア州で提起されているクラス訴訟のうち、総額賠償に適していると考えられる事案は 25 % くらいだろう。

3 総額賠償までいった場合の執行手続きだが、判決の内容が個々の原告に帰属しているのであれば、1 人 1 人の原告が裁判所に申し出ることとなる。

最近、オンタリオ州で、似たような問題があった。環境汚染で土地の値段が 4.6 % 下落したという事案で、ある基金に対して 21 億円を支払えという一括払いのような判決が出て、1 人 1 人の被害者がどうやってお金を受け取るか、裁判所がそのプロセスを決めて手続き中である。

このケースでは、被告が控訴していることから、まだ claim administrator を選任するところまではいっていないが、おそらく、裁判所がなんらかの形で金員を管理して、claim administrator を通じて、個々の被害者に支払う形になるだろう。

クラス訴訟制度が機能するためには

1 1 つ言いたいことがある。カナダで、クラス訴訟がよく機能しているのは、弁護士がきちんと成功報酬をもらえる仕組みになっているからである。弁護士として、事件をやるというインセンティブがないとできない。たとえ、クラス訴訟制度があったとしても、きちんと成功報酬がもらえるような仕組みになっていなければ、おそらく機能しないだろう。1 人原告がいても、弁護士に金を払えるわけではない。弁護士を 5 年間働かせて、その後に弁護士に報酬を支払うような形でないと無理だろう。

2 成功報酬がなくてもクラス訴訟が機能するのは、政府が弁護士を雇って、その弁護士がクラス訴訟を提起する場合に限られるだろう。

でもこの場合、それなりに質の高い弁護士をそろえないと、大きな会社と戦うのは難しい。おそらく、50 万ドルくらい支払わなければ、弁護士は政府に来てくれないだろう。ただ、政府がそんなに多額の給料を弁護士に支払うことはないだろうから、やはり、成功報酬は形として残るだろう。

もっとも、実際には、政府がクラス訴訟の被告として結構訴えられている。自分たちで立法しておきながら、火の粉がふりかかってきて、自爆したようなものである。ちなみに、政府が被告として訴えられたクラス訴訟で、大きなケースだったが、わたしが政府の代理人を務めたこともある。

クラス訴訟基金について

ケベック州やオンタリオ州には、クラス訴訟基金があり、原告側が敗訴したような場合にとても役立っている。

しかしながら、このクラス訴訟基金は、専門家の費用を支払ってくれることはあるが、弁護士費用まで支払ってくれるわけではない。弁護士は、基本的に成功報酬で働いている。

もっとも、オンタリオ州では、このクラス訴訟基金を使うと被告から得た金員の 10 % を基金に入れなければならないことから、それは高すぎるということで、あまり使われていない。

なお、ブリティッシュコロンビア州には、このような基金はない。

クラスメンバーへの個別通知について

クラスメンバーの連絡先が判明している場合には、必ず、個別通知をすべきである。住所が判明しているのであれば、そこに送るべきだろう。

この場合、たしかに通知費用は高くつくが、クラス認証された後の問題であり、通常、その費用は被告の事業

者に支払わせることとなるので、原告側にとって通知費用のコストが障害となることはない。

近似賠償 (cy-pres) による分配について

近似賠償 (cy-pres) による分配は、クラスメンバーに直接賠償金が支払われるわけではないことから、クラスメンバーのためにならないとの批判に対しては、以下のように言える。

クラス訴訟を、そもそも、損害の填補としてみるのか、それとも損害の填補以上のものとしてみるのかという問題である。クラス訴訟では被告事業者の態度を変えることができる。もし、cy-pres をするか、それともクラス訴訟を全くしないのかの二者択一であれば、cy-pres を選択すべきである。もちろん、事件ごとにきちんと考えなければならないが、cy-pres をすれば、少なくとも被告事業者に何らかの教育ができるし、分配先等、きちんと配慮して実施すれば、原告側にとっても利益となるからである。

たとえば、銀行が不道德な形で仕事をしていたというケースでは、cy-pres で一部の和解金を大学のビジネススクールの倫理の勉強にあてた例があるし、独禁法関係の事件で、農家に損害が発生したケースにおいて、cy-pres で農協に金が行くようにした例がある。

ケース5 (被害額が少なく、総額賠償も得られない) で有効な和解は可能か?

- 1 実際、メープルリーフ事件は、ケース5 と似たような事件だった。まず、被害者全員にクラス訴訟を提起したことを知ってもらう必要があることから、ウェブサイトを作って、そこにフォームを掲載して、被害に遭った人たちに書き込んでもらった。すると、和解にもっていく段階で既に 1000 人くらいの被害者がいることがわかった。そこで、全体に通知していない段階でも 1000 人くらいの被害者がいるのだから、もし全体に通知をすればこの5倍くらいは集まるだろうと主張していった。このように、自分たちで、被害者を取り込めるだけ取り込んでおくことが1つのやり方である。
- 2 なお、メープルリーフ事件では、被告事業者が和解金として2500万ドルを支払ったが、一定期間に個々の被害者が取りにこなかった金員については、被告事業者に返還せず、近似賠償 (cy-pres) で分配するという内容の和解をした。

被害者がクレームの届出をしない場合の効果

クラスメンバーがクレームの届出をしなかった場合、届出期間が過ぎたら、権利を失い、被告事業者を訴えられないことになる。これが被告事業者にとって、和解をするインセンティブとなる。

和解による解決と、共通争点の判決 個別争点の手続きによる解決の差違

- 1 共通争点が一番重要な部分であり、そこが判決で解決されれば、その後の個別争点に関する手続きは比較的容易と言える。したがって、和解によらずとも、共通争点の判決が出れば、被害回復には非常に有効である。
- 2 個々の被害者の被害額が少額な事件であっても、法律上、裁判所は手続きを簡素にするよう命じられていることから、クレームの届出はそう難しいことではない。裁判官は証拠法も変更できるし、裁量で個別争点の手続きを変更することもできる。
もっとも、ほとんどのケースが和解で解決しているため、これまでそこまでいった実例はない。実際のところ、クラス訴訟の90%が和解で解決し、残りの10%のうち半分が原告敗訴、残りの半分は事実審の後に何らかの調整をしているはずである。

3 前述のとおり、もし原告が 1 段階目の共通争点の審理で敗訴すればクラス訴訟はもうそれで終わりである。共通争点で勝ちさえすれば、あとは簡単な届出手続きを裁判所が作って、個々の被害者が被害回復を得られるようにする。

ブリティッシュコロンビア州の立法は、2 段階目の個別争点の手続きをできるだけ簡素なものにすれば、個々の被害者は参加できるだろうという考えに基づいている。クラス認証の段階で、被告側事業者が、個々の被害者には手続きが難しすぎて、届出してくるのが大変だろう、だからクラス訴訟として認めるのは無理だと主張しても、裁判官は、仮に 1 段階目で和解が成立しなかったとしても、2 段階目の手続きを裁判官の裁量で、個々の被害者が届出してこられるよう簡素なものに変更することもできるのだから、そこは問題にならないと考える。

これから立法するとして、2 段階目の個別争点の手続きにつき、あらゆる事件で使えるような一般的な仕組みを 1 つ設ければ、制度は機能するだろうか？

事件は 1 つ 1 つ違うのだから、1 つのルールを決めて、それに対応していくことなど不可能である。

被告事業者が銀行のケースであれば、書類 1 枚を持って行けばすむかもしれないが、豊胸手術をしてその後ガンが発生したというようなケースでは、被害者各人の医療記録を提出する必要があるし、各被害者の信頼性もみていく必要がある。

裁判官を信用せよ。

訪問先 Laura Bruneau Group

<http://www.bruneaugroup.com/index.php>

調査日時：2010年9月27日(月)午前9時30分～12時30分

対応者：Laura Bruneau 弁護士

Dunia Khali 弁護士

聴取者：江野栄

通訳者：近藤えみ子

1 Laura Bruneau 弁護士の経歴について

大手法律事務所でもクラス訴訟の被告側代理人として実務経験を積んだ後にクレーム・アドミニストレーター (Claim Administrator) の業務を行う Laura Bruneau Group を設立し、カナダのクラス訴訟において和解金を被害者に分配する業務を行っている。

National Capital Commission (首都オタワの国有財産を管理する国営企業) のオンブズマンを務めるほか、オタワ大学法学部で非常勤講師として ADR を教えている。

2 和解について

(1) 和解の所要期間

これまでの経験上、訴訟提起から和解に至るまで5年から7年を要している。

乳がんの医療過誤の事案では11年かかった。この事件は、和解がずっとできなくてトライアルになったが、面白いことにトライアルの初日に和解が成立した。政府や病院が被告になっているケースは、徹底的に争うから概して長い。

(2) 多くが和解で解決されると聞いているが、その原因は何か。裁判所、代表原告、被告、各代理人それぞれについて、和解をするメリットは何か。

カナダのクラス訴訟のほとんどが和解になってしまい、トライアルに進まない傾向があるというのはご指摘のとおり。

その最大の要因は、経済的な圧力である。原告にとっては、早く賠償金をもらいたいという動機がある。被告にとっては、手続きが進めばそれだけ弁護士費用や専門家費用、ディスカバリーの経費がかかるし、とりわけ企業の場合には、いつまでもニュースなどで報道されると名声が傷つけられるという問題がある。どうせニュースになるのであれば、迅速に補償をして被害者を救済したという形で報道されたいと企業は考えている。

ケースや弁護士にもよるが、クラス認証の問題は棚上げにして、双方が和解の協議を始めることもある。和解に達した場合には、裁判所にクラス認証と同時に和解の承認を求める。とりわけクラス認証がなされる見込みが高い事件は、被告の同意によりクラス認証される傾向がある。

オンタリオ州では(たぶんカナダ全国でも同じだと思うが)、和解することが合理的で内容が公正な場合には、弁護士に和解をすべきだというカルチャーがある。トライアルに進むと、トライアル前に裁判官同席のケースカンファレンスにおいて、弁護士から裁判官に対し和解に努力したが無理だったことを示さなければならない。そのため和解が多くなる。

他方、対立するケースでは、被告は、クラス訴訟の手續上のあらゆるステップを全てふむことを原告側に余儀なくさせるというやり方をする。まず、クラス認証がされても、不服申立てをするので、確定されるまでに3年から4年かかることがある。クラス認証を覆した場合には、クラスアクションが終了するので、そのような戦術をとる。クラス認証が確定されるまではディスカバリーはできない。確定したらディスカバリーが行われる。原告側は被告側に様々な文書を提出するよう要求できるし、被告従業員のインタビューをしたり、専門家に原告側の主張を支持

するような調査報告書をまとめるよう要求したりすることもできる。もちろん被告側でも同じことができる。

(3) プリティッシュコロンビア州の総額賠償判決の規定やオンタリオ州の総額査定の規定がクラスアクション訴訟の和解成立に貢献していると考えられるか

オプトイン型でもオプトアウト型でも個別の被害者を特定して損害額を認定するというような制度を前提にすると、総額で払うという和解は成立しない。その意味では、総額賠償判決等は和解の成立を促すものといえます。アメリカでのひどい現象を紹介する。証券クラス訴訟ではよく問題になっているが、原告側のどの弁護士がクラス訴訟をリードするかで争いとなり、ある弁護士がリードすることになった。ところが、争いに敗れた弁護士がクラス構成員に対し、和解金額が十分ではない、もっととれると言って、オプトアウトを勧誘し、その結果、何百人がオプトアウトし、オプトアウトクラスを作る。弁護士費用を得ることが目的である。被告としては、できるだけ総額で和解をし、一回で紛争を解決したいから、オプトアウトされるのはもっとも好ましくない事態である。しかし、オプトアウトはクラス構成員の権利ですから止めることができない。クラス構成員全員にとって良い和解であっても、特定の個人にとっては良くないこともありうる。和解を協議してまとめようとしても、利害関係が複雑になると、なかなか和解には到達しにくくなる。

総額で一度に解決をすることができなければ、被告側も和解に応じられない。

(4) 和解において通常利用されるクラス構成員が分配を受ける方法

通常は、裁判所がクレーム・アドミニストレーターを選任し、私どものような業者が中立的、客観的な立場で和解条項に基づいてクラス構成員に支払いをする。和解条項の定め方によっては、決められたとおりに支払う場合もあるが、クレーム・アドミニストレーターに裁量を与えられる場合もあり、クレーム・アドミニストレーターが専門知識を活用して損害額を算定し、誰にいくら支払うかを決定して支払うことができる場合もある。

私どもが関与したメープルリーフ・フード社のケースでは、同社はカナダ最大の食品会社ですが、販売した肉製品がリストリオネア菌に汚染されていたため、これを食べた27人が死亡し、多数が発症し、2500万カナダドル(必要に応じ200万カナダドルを追加支払)を支払う和解をした。

この事案では、まず裁判所が承認した和解の内容を、法律用語を使わないで、図表などを活用して、一般人にもわかりやすい文書(参考資料8)に作り直した。裁判所が承認した和解書(参考資料6)も私どもが支援して弁護士が作るが、法律専門家にしかわからないような書き方になっているので、作り直す。これらを新聞やウェブサイト、郵送など使って告知する。このケースでは、90万カナダドルを費やした。また、このケースでは、同社は、社長が何度もマスコミに出て謝罪を行い、きちんと解決したことを広告した。同社のリコール対応は、カナダのビジネススクールの授業の題材となった。

表の見方を説明すると、被害者の症状に応じて、レベル1から12までのサブクラスに分けている。

レベル1は、症状の継続が24時間以上48時間以内で、賠償金が750ドル

レベル4は、2週間以上1か月以下で8000ドルに加えて特別損害(Special damages)として休業損害を含む逸失利益(loss of income)と将来の医療費等(future care)

レベル8は、死亡したケースで12万ドル。家族の請求権(Family members claims)と葬儀費用は私どもの裁量で決める。

損害賠償項目としては、次のものがある。

- 1 一般損害(general damages)
 - 非金銭賠償(non pecuniary)
 - 金銭賠償(pecuniary)
- 2 特別損害(Special damages)

- a) 葬儀費用 (funeral)
- b) 休業損害と逸失利益 (loss of income)
- c) 将来の医療費等 (future care)
- d) 支出済みの医療費 (out of pocket expenses (medical))

3 懲罰賠償 (Punitive damages)

故意・悪意の場合に認められるが、カナダでは基準が非常に高くほとんど認められない。

4 家族の請求権 (Family members claims)

人身傷害の場合のみ (Only personal injury/death)

配偶者、子、兄弟、両親 (wife, children, brother, parents)

5 求償権 (Subrogation) 治療費を払った州政府

3 クレーム・アドミニストレーターについて

(1) 被告が支払うべき賠償金の総額を誰がどのように管理するか。誰がクレーム・アドミニストレーターを選任するのか。

裁判所が任命したクレーム・アドミニストレーターが管理する。通常は、中立的な業者が行うが、場合によっては被告企業がこれをすることもある。ごく少額の場合には原告側弁護士がやることもある。被告側がクレーム・アドミニストレーターをやることは好まれない。被告側がやると原告側からの見方として、公正にやっていないのではないか、金額を低くしているのではないか、態度を悪くして被害者が泣き寝入りするようなやり方をするのではないかという見方があるので好まれていない。同じことは原告側弁護士にも言える。被告側からすると原告側弁護士が分配のクレーム・アドミニストレーターをやるのは疑いが生じる、金額を余分に払ってしまうのではないか、被害者により有利になるような扱いをするのではないか、要するに偏見がある。

したがって、私どものような会社が中立的なクレーム・アドミニストレーターと言える。私どもはメープルリーフから金をもらうわけではないし、原告側弁護士のために働くわけでもないし、私どもは裁判所のために仕事をしているという感覚で仕事をしている。同時に、原告側弁護士、被告企業は、クレーム・アドミニストレーターをするための能力や専門知識、リソースを持っていない。私どもの場合、今日はたまたまだ休暇中の人もいて人数も少なく静かだが、私どもの会社は専門知識、リソース、コンピュータシステム、ノウハウも持っている、したがって原告側弁護士の事務所、被告企業は普段自分たちがやっていないことに余計な浪費をしなくてすむ。たとえばこの表（参考資料7）は、私どもが開発したやりかたで、弁護士が考えたものではない。弁護士が書いたものは参考資料6である。これを作るのにも私どもの助けが必要だった。批判しているわけではなくて、要するに弁護士と私どもではやり方が違うということである。

(2) 代表原告と被告との間で意見が対立した場合の解決方法

もし私どもがクレーム・アドミニストレーターになったら、まず双方に対して選択肢を与える。そして、私どもは、あくまでも中立でどちらにも偏るといったことはないので、クラス構成員の利益になるのは何か、裁判所は何を望むかといったことに意識を集中して行動をする。今まで訴訟当事者双方が最終的に合意できなかったことは一度もなかったが、もし合意できなかった場合には双方に対してクレーム・アドミニストレーターが決めるということに合意をさせる。そして私どものところで全部決めるというやり方をする。普通は、私どもが選ばれ、訴訟を担当する弁護士のアイデアを主に使いながらいろいろと手助けをし、そこに私どものアイデアも少々入れるというように、最終的に方法をまとめていく。最終的には双方が信頼できるようなやり方にまとめようとする。このプロセスで大事なものは信頼。私は裁判所に任命され、裁判所から報酬を受け取り、報告をするのも責任を負うのも裁判所に対してである。

クレーム・アドミニストレーターとして最悪の事態というのは、原告側あるいは被告側どちらかの弁護士事務所

とより密接である、仲がよいという評判が立つこと。もちろん誰とも仲良くしなければならない、みんなと知り合いになっていなければいけないというのは言うまでもないが、私どもが行う決定に影響を与えるくらい仲がよいという評判が立つのは困る。仕事は独立して中立の形でやる。どちらかの助け、ガイダンスが必要な場合には聞くが、どちらかと同盟関係にある、えこひいきしているというような見方をされないように気をつける必要がある。

(3) 和解のための基金をどのように設立して管理しているか。弁護士費用や Claim Administrator の費用は誰が支払うのか。

メープルリーフ事件を例に説明する。6月に老女がリステリア菌の感染症で亡くなったので、州政府が被害者の冷蔵庫の中にあった食品をいろいろ検査し、ソーセージを見つけて検査をしたら陽性だった。それで工場に行き、検査をしたら全部陽性だった。

この事件では、2500万ドルの和解金に合意したが被害者の数は全くわかっていない。リステリア菌というのは感染症をおこす細菌なので、この場合には、法律で感染者を治療した医師が保健所に報告する義務があるけれども、ソーセージとかハムを買った人の数、食べた人の人数は判明していない。レベルごとの人数も全く判明していない。死者の数だけは27人と判明している。和解金は2500万ドルで決着したが、もし必要があれば追加的に200万ドルを支払うことになっている。仮に追加的な準備金の200万ドルを足しても足りなくなった場合、割合的に支払うことになる。逆に余剰が出た場合には、普通は被告には返さないで、cy-presの原則で慈善団体に寄付する。裁判所が承認した和解内容にcy-presによることが示されている。メープルリーフの場合は、和解手続での支払申請率（take up rate）が推計60%くらいでとても高かった。

紙（参考資料13）に書いたのが全部のパイである。仮定の数字だが、賠償金総額を2500万ドルとする。被告側弁護士が私どもに振り込んでくるので、まず裁判所の命令に基づいて信託基金の口座を開設する。

私どもは、信託基金の受託者であることと、クレーム・アドミニストレーターとの二つの立場に立っている。信託基金の目的は、被害者に支払われるべき資金を保護すると同時にこれを運用し、被害者に支払いをすることである。被告には、たまに数字上の報告はするが、まったくそれ以外の話はしないし、関係を持たない。最初に被告から私に送金してきたあとはもう関係がなくなる。参考資料13に送金のところは実線で書いたが、被告とクレーム・アドミニストレーターの関係は波線で書いたのは、そういう意味である。それから、資金の動きは、被告側からクレーム・アドミニストレーターに来るだけで逆はない。

資金を受け取る人たちは、クレーム・アドミニストレーター、被害者、弁護士、政府である。州政府が健康保険の求償をする。また、信託基金が運用された場合、利息収入があがるが、一律46パーセントが所得税の対象になる。クレーム・アドミニストレーターの費用のほか、広告に使うのが100万ドル。まず2500万ドルのうちからこれを除く。原告側弁護士の報酬が320万ドル。いまだ交渉中ですが、健康保険の代位弁済が150万ドルとなる見込み。これらを2500万ドルから引いていく。引くと1800万ドルになる。被害者は、新聞報道で和解金が2500万ドルというニュースを聞いているが、実際に受け取る金額は少なくなる。

これは、1つの例であって、事件ごとに異なる。例えば、被告が原告側弁護士の報酬を賠償額とは別に払う場合もある。そうするとこの賠償金を減らさないですむ。

(4) 請求手続を参加しやすくして公正なものにするためどのようにしているか

レベル1だと、証明が必要ないので、実際に買っていない人も申請してきているのではないかとのご質問だが、そのようなことはあてはげないが、それを知るよしもない。

レベルが重篤な場合とか死亡した場合には、宣誓を求め、偽りがあれば法廷偽証罪で処罰される。申請書の書式（参考資料11）は裁判所が承認したものであるから、裁判所の公的な文書として扱われる。

これに記入してクレーム・アドミニストレーターに提出して請求することは裁判所に提出するのと同じであることをきちんと理解しましたとサインしてもらい、これが真正でない場合には法廷偽証罪に問われることで担保して

いる。

実際に不正が判明したケースがある。レベル6の7万5000ドルの賠償金のケースだが、被害者と称するのは、アメリカ人男性で、きちんと診断書を提出してきた。しかし、診断書にあった大学病院のロゴや担当医師の署名、カナダに入国したときに利用した航空機の搭乗券のいずれもが偽物だった。非常に悪質なケースである。

搭乗券には、ファーストクラスと印字されているが、座席番号が26Bであるから、ファーストクラスではないはずだし、この都市間にはこのフライトナンバーの便は存在しない。こういったことをDuniaがリサーチして見つけた。今のところは、申請者からのEmailに対しては、普通の被害者に対することと同じように扱っている。完全に立証して確信が持てるまでは嘘つきであるかのような扱いはしてはならない。

また、申請書がタイプされているのも奇妙である。普通は手書きの申請が多い。経験上、不審な申請はすぐにわかるようになる。また、製品を購入したウォルマートの店の番号も記入されているが、普通は誰もこんなものは書かない。アメリカに住んでいる人がカナダのウォルマートの店のどこで購入したことにしようかと決めようというときにはグーグルで調べると店の番号が出てくる。実際にウォルマートの店に行っても、店の番号なんて気がつかないでしょう。店の番号がレシートに書いてあることもあるが、みんなが書いているわけではない。結局、私どもに届く申請書はどれもみんな似通っているものだが、そこに1つだけ違うものが入ってくると目にとまることになる。診断書に医師のサインがあるが、実在しないことも確認した。レベル6を承認すべき記載内容であるが、通常は、このくらいの請求になると、医師の診断書も長いはずで、場合によって既往歴から始まり、治療経過も記載されてあって何頁もの長いものになる。1段落だけの診断書ということはありえない。この診断書は1パラグラフだけでレベル6に該当するということが書いてあり、これを見て私どもはすぐにとびあがった。あまりにも完璧すぎる手紙だ。Duniaがこういう書式のフォームをウェブサイトで見つけた。おそらく、本人が自分で勝手にダウンロードして偽造したのではないかと思う。診断書を発行したとされる大学病院に問い合わせたところ、医師も実在せず、ロゴも違うことがわかった。こんなことをする人間がいるのは失望する。私どもの仕事は見つけたことで終わるわけではない。本人にあなたは詐欺を犯したと本人に手紙を出さなければいけない。詐欺罪であると指摘することは、慎重に考えなければならない。米国に住んでいるアメリカ人なのでたぶんアメリカのFBIに報告することになると思うが、裁判官に相談することになる。

アメリカではクレーム・アドミニストレーターの業務を行う会社は非常に数多くあって競争が激しい。その業界で詐欺対策のタスクフォースができている。カナダからの唯一のクレーム・アドミニストレーターの業務を行う会社として加入しないかと誘いがあった。私どもも偽証の場合どうしたらいいか、いまアメリカ側から学んでいると言える。というのも、アメリカのクラス訴訟の件数自体がカナダの4000倍くらいある。アメリカの場合にはまずクラス訴訟制度ができたのが非常に古く、長い間行われているし、人口がカナダの3400万人に比べて3億4000万人とカナダの10倍ある国だから、当然こうした不正のクレームもたくさん出てきつつあるということで、経験が豊富である。制度の違いはあるが非常に参考になるので、彼らの経験から学ぼうとしている。

(5) クレーム・アドミニストレーターの選任方法について

クレーム・アドミニストレーターを任命するのは裁判所だが、双方の弁護士の推薦を受けてなる。クレーム・アドミニストレーターの業務を行う会社を選択する手続きは、公募する。ときには全くの公募ではなく、私どもの会社やどこかの会社にいきなり連絡してくることもある。過去に経験があって仕事したことあるような場合、直接連絡とってくることもある。

クレーム・アドミニストレーターの役割は、信託財産として基金を設立、管理し、被害者らに支払うことである。

(6) 告知の方法

被害者の住所氏名が知れない場合は、ラジオ、新聞その他の広告をし、フリーダイヤルの連絡先を知らせる。カナダのすべての新聞、特に土曜版に載せる(参考資料9、10)。法律で義務づけられた記載方法による告知(参考

資料9)と簡略化したものがあり(参考資料10),読みやすいこと,平たい言葉であること,弁護士だけでなく一般の人がわかるようなやり方であることが要求される。質問があればフリーダイヤルの連絡先に電話をしてくださいとか,ウェブサイトについてくださいと,そうすると詳しい情報がわかるようにしている。

例えば和解できて,告知したばかりのときには,ここに10人くらいのスタッフがいて,電話に対応している。名前や住所を聞いて,資料や申請書を郵送したり,あるいはウェブサイトからダウンロードできるから,そうしてくださいと伝えたりする。場合によってはオンラインで全部申請できるようにする場合もある。その事件用の申請用のウェブサイトを立ち上げて,全部そこから申請できるように,ペーパーレスで行う。

メープルリーフ事件では,ペーパーレスにはしなかったが,ロブローズというスーパーチェーンで陳列していた食品が肝炎ウイルスに汚染していたため,緊急のワクチン接種のサイトをたちあげて,2万2000人にワクチン接種をした。カナダでは,健康保険により無料で医療を受けることができるが,健康保険証を持っていき,ワクチン接種を受けるときはこれを提示すると,接種を受けた被害者全員の氏名やIDなどがわかる。ロブローズは,あらかじめ健康保険当局の了解を得て,2万2000人の接種を受けた人たちの氏名等を私どもに渡していたので,オンラインで被害申請をした人のデータとワクチン接種を受けた人のデータを照合して,合った場合には,申請を認めた。このケースでは,申請率(take up rate)が67%になり,非常に良かった。なお,このケースでは,全員が一律150ドルの賠償を受けたが,これはワクチン接種を受けなければいけなかったことの不都合への代償である。このケースは,被告側弁護士もクラス認証されることは明らかだということで,クラス認証手続を棚上げにしてとにかく和解の話し合いをしたケースである。

また,このケースでは肝炎に感染した人が7人いて,1人ずつ個別補償の仲裁をした。クラスとしてサブクラスを作ったのではなく,特別賠償として認めた。1人1人に対して私どもが仲裁をして金額を決めた。

日本でのインターネットの普及率はどのくらいか知らないが,とにかく申請をインターネットで受け付けるやり方が良いと思う。まず作業量が大幅に減るし,申請者の方も最終的に金を受け取るまでの時間を短縮できる。郵送した申請書がどこかでなくなったという問題もないし,本人が出すのを忘れたということもない。24時間いつでも受け付けることができるから便利である。

しかし,メープルリーフの場合には,オンラインでやることが不可能だった。だから全て使えるわけではない。

(7) 申請しやすくするための工夫について

まずコミュニケーションのラインが十分にあり,かつ,常にオープンであるということが大事。電話の場合も月曜から金曜の9時から5時まで電話に対応できるようにする。ファクシミリで受け付けることも必要。ウェブサイトも開設する必要がある。メールでの質問も受け付けることができるようにする必要がある。

それから誰もが読み書きできるわけではないので,不自由な人に対応できるようにする必要がある。あるいは老人にも対応できるようにする必要がある。カナダの場合,移民が非常に多いため,公用語の英語もフランス語もどちらもまだよく話せない人がいる。そういう移民への対応も必要である。こちらへ来て実際に面談したいという希望者には,その人がリスクでないことが明らかな限り,ここに来て面談することもあるし,こちらから出向くこともある。ただそれは非常にシリアスな場合だけだけれども。被害者が権利行使できるように,あらゆることをなんでもやるということ。常にコミュニケーションラインをあけておくこと。ときには忍耐力が相当必要なことがある。人によっては相当難しい人もいる。だからといってないがしろにする,追い返すということとはできない。必ず対応しなければならない。

(8) クラス構成員が申請する際,責任原因や損害をどのように証明しているか

例えば,洗濯機や乾燥機のクラス訴訟の場合には,購入の事実に関するデータを被告側から入手できる場合もある。あるいは,本人に購入したときの領収書を要求することもある。

人身損害に関しては,医学的な証拠を出してもらおう。非常に個別性の高い立証になる。

メープルリーフ事件に関して説明すると、既に説明したとおり、書式上は、購入したかどうかは、真実であることを宣誓するという形ですませている。購入したという証拠、例えば領収書とか、購入したものを口に入れたという証拠は一切求めている。あくまでも本人の宣誓だけである。被告側は、上記の証明に関し、かなり譲歩し、要求しないですませている。通常の民事訴訟だと、購入した証拠、消費した証拠が要求されるが、それに比べるとクラス訴訟は、被害者にやさしくできているということが言えるかもしれない。例えば、私でも食料品を買ってもいつまでもレシートを持っているわけではないので、証明しろと言われても、できない。たいていの人が証明できないケースが多いでしょう。

(9) 和解手続での支払申請率を高める方法

和解手続での支払申請率 (take up rate) が低すぎた場合どうやって改善するのかということだが、場合によっては改善しようがないというものもある。金額が少ないとか、あまりにも手続きが複雑な場合には、クラス構成員があまり申請しようという気にならない場合がある。私自身も、消費者として 2 件の証券関係のクラス訴訟の和解手続で支払申請をするよう告知されたことがあり、書式を受け取ったが、200 ドル以下とあまりにも額が少なく、その割には記入するのに 5 ~ 8 時間とあまりにも時間かかりそうだったので、申請しなかった。

アメリカでは、裁判官にとって非常に大きな問題になっているのは、take up rate である。アメリカの裁判官は、クラス訴訟が弁護士の金儲けをするためのゲームに陥ってもらいたくないと考え、take up rate を非常に知りたがっている。和解金から弁護士費用を払った残りを被害者に分配した結果、ほとんど残っておらず、金額が少ないから誰も請求をしないということにならないようにしなければいけないと考えている。原告側弁護士も、被告側が妥協しなかったため非常に低い水準で和解してしまった場合には、take up rate を非常に気にする。和解金が少ないのに take up rate が高いと困るので、通常は和解のときからある程度弁護士側は take up rate を想定する。通常は、2 % ~ 30 % くらいの take up rate を想定している。

4 クラス訴訟制度への評価

一般的に言って、市民のためになっている。正義へのアクセスを提供している。経済的にも正義がなされている。一消費者が巨大な企業であるメープルリーフ相手に訴訟を提起することは不可能であった。また、政府や企業の行動に良い影響を与えている。

クラス訴訟のせいで被告企業が破綻する可能性があるかという質問についてだが、例えば、メープルリーフ社は、今かなり困難な状況で市場のシェアの 65 % を失っている。しかし、クラス訴訟が果たしてどの程度影響があったかは全くわからない。メープルリーフ事件は、非常に大きな事件だったので、マスコミが大々的な報道をしたし、特に食品が汚染された事件であるため、買い控えられた。

なお、被告企業の破綻に備えて、和解金に信託を設定している。通常、和解金は保険から払われているので、企業が破綻する可能性というのは、保険に入っていない企業だった場合、保険会社が支払いを拒否した場合、あるいは保険の支払い分が上限を超えてしまって払われない場合である。